

令和3年2月

令和3年第2回岐阜県議会定例会議案
(条例その他)

目 次

議第 30 号	岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について	1
議第 31 号	岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3
議第 32 号	岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について	5
議第 33 号	岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例について	7
議第 34 号	岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例について	9
議第 35 号	岐阜県犯罪被害者等支援条例について	17
議第 36 号	岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について	23
議第 37 号	岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について	25
議第 38 号	岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例について	39
議第 39 号	岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	41
議第 40 号	岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	45
議第 41 号	岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について	97
議第 42 号	岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について	131
議第 43 号	岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について	133
議第 44 号	岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について	139
議第 45 号	岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例について	141

議第 46 号	岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について	143
議第 47 号	岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について	145
議第 48 号	岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について	167
議第 49 号	岐阜県庁舎行政棟建築工事の請負契約の変更について	169
議第 50 号	岐阜県庁舎行政棟電気設備工事の請負契約の変更について	171
議第 51 号	岐阜県庁舎行政棟空調設備工事の請負契約の変更について	173
議第 52 号	岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事の請負契約の変更について	175
議第 53 号	岐阜県庁舎議会棟建築工事の請負契約の変更について	177
議第 54 号	岐阜県庁舎議会棟電気設備工事の請負契約の変更について	179
議第 55 号	岐阜県庁舎議会棟機械設備工事の請負契約の変更について	181
議第 56 号	めいほうトンネル第 2 期工事の請負契約の変更について	183
議第 57 号	内ヶ谷ダム取水放流設備工事の請負契約について	185
議第 58 号	本巣松陽高等学校新特別棟建築工事の請負契約について	187
議第 59 号	包括外部監査契約の締結について	189
議第 60 号	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第 3 期中期計画の変更に関する認可について	191
議第 61 号	岐阜県環境基本計画の策定について	193
議第 62 号	岐阜県保健医療計画の変更について	195
議第 63 号	ぎふ農業・農村基本計画の策定について	199

議第二十号

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員定数条例及び岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員定数条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員定数条例(昭和二十四年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表知事の事務部局(美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学及び企業会計職員(都市建築部)を除く。)の項中「四、二五〇人」を「四、二九八人」に改め、同表美術館、現代陶芸美術館、図書館、博物館、高山陣屋管理事務所、情報科学芸術大学院大学、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの項中「一七二人」を「一七三人」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「二六六人」を「二七二人」に改め、同表学校の項中「五、五六九人」を「五、四九〇人」に、「四、七八四人」を「四、七〇四人」に改め、同表警察の項中「三、九五一人」を「三、九五四人」に改め、同表合計の項中「一四、三四九人」を「一四、三二八人」に改める。

(岐阜県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 岐阜県市町村立学校職員定数条例(昭和二十八年岐阜県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表小学校、中学校及び義務教育学校の項中「一一、六八七人」を「一一、七九六人」に、「一一、〇九二人」を「一一、一九三人」に改め、同表特別支援学校の項中「一二七人」を「一二九人」に、「一二〇人」を「一二二人」に改め、同表合計の項中「一一、八四五人」を「一一、九五六人」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

県職員及び市町村立学校職員の定数を変更するため、この条例を定めようとする。

議第二十一号

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第三条中「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例」を「岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の特例に関する条例」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

企業立地の促進のための不動産取得税の税率の特例の適用期間を延長するため、この条例を定めようとする。

議第二十二号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一三十二の二の項第一号から第三号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第二十九条第九項」を「第二十九条第十一項」に改め、同項第五号中「第二十九条第十一項」を「第二十九条第十三項」に改め、同項第六号中「第二十九条第十三項」を「第二十九条第十五項」に改め、同項第七号中「第二十九条第十四項」を「第二十九条第十六項」に改め、同項第八号中「第二十九条第十五項」を「第二十九条第十七項」に、「に係る」を「をした旨の」に改め、同項第九号中「第二十九条第十六項」を「第二十九条第十八項」に改め、同項第十号中「第二十九条第十七項」を「第二十九条第十九項」に改め、同表四十三の項中「養老町」の下に「富加町」を加え、同表五十の三の項中「池田町」の下に「富加町」を加える。

別表第二二の項中「飛驒市、郡上市」を「飛驒市、本巢市、郡上市」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の岐阜県事務処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）の規定により市町が処理することとなる事務に関し、この条例の施行の際現にその効力を有する知事又は教育委員会がした処分その他の行為に係るこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法令の適用については、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会が、それぞれ当該行為をしたものとみなす。

3 新条例の規定により市町が処理することとなる事務に関し、施行日前に知事又は教育委員会

に対してなされた申請その他の行為に係る施行日以後の法令の適用については、それぞれ当該行為が、新条例の規定により当該事務を処理することとなる町長又は市の教育委員会に対しなされたものとみなす。

提 案 説 明

中小小売商業振興法に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。

議第二十二号

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例について

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例

(設置)

第一条 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会のホストタウン及び事前キャンプ地において選手等の受入れのために行う新型コロナウイルス感染症対策に関する事業に要する資金に充てるため、岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならぬ。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(目的外の取崩し)

第六条 知事は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二條第二項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預け入れ、又は信

託している場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第四十九条第二項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （この条例の失効）
- 2 この条例は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

提 案 説 明

岐阜県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するため、この条例を定めようとする。

議第二十四号

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例について

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県地球温暖化防止基本条例の一部を改正する条例

岐阜県地球温暖化防止基本条例（平成二十一年岐阜県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

岐阜県地球温暖化防止及び気候変動適応基本条例

目次を次のように改める。

目次

前文

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画（第七条・第八条）
- 第三章 地球温暖化対策
 - 第一節 県による地球温暖化対策（第九条・第十条）
 - 第二節 事業活動に係る地球温暖化対策（第十一条―第十七条）
 - 第三節 日常生活に係る地球温暖化対策（第十八条・第十九条）
 - 第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策（第二十条―第二十六条）
 - 第五節 建築物に係る地球温暖化対策（第二十七条―第三十一条）
 - 第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策（第三十二条）
 - 第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策（第三十三条―第三十六条）
- 第四章 気候変動適応（第三十七条―第三十九条）
- 第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等（第四十条―第四十二条）
- 第六章 雑則（第四十三条―第四十七条）

附則

前文のうち第一項中「への影響が懸念されている。今や地球温暖化の防止は、人類共通の課題

であり」を「のみならず私たちの生活にも影響を及ぼしていることから」に改め、「削減し」の下に「地球温暖化を防止することにより」を加え、第二項中「なかで」を「中で」に改め、「再生可能エネルギー」の下に「や水素エネルギー」を加え、「低炭素社会」を「温室効果ガスの人為的な排出量と森林等による吸収量との均衡がとれた脱炭素社会」に改め、第三項中「このため」を「このため、」に改め、「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応」を加え、第二項の次に次の一項を加える。

また、温室効果ガスの排出の量の削減を図りながらも、現在、地球温暖化その他の気候の変動に起因する生活、社会、経済及び自然環境における影響が顕在化しており、これが将来にわたり拡大するおそれがあることから、これに適応することができる社会を築いていくことも重要である。

第一条中「防止」の下に「及び気候変動適応」を加え、「促進する」を「促進し、並びに気候変動影響による被害の防止、軽減等を図る」に改め、「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応」を加える。

第二条第一号中「「法」を「推進法」に改め、同条第二号中「施策」の下に「又は取組」を加え、同条第三号及び第四号中「法」を「推進法」に改め、同条に次の二号を加える。

六 気候変動影響 気候変動適応法（平成三十年法律第五十号。以下「適応法」という。）第二条第一項に規定する気候変動影響をいう。

七 気候変動適応 適応法第二条第二項に規定する気候変動適応をいう。

第三条第一項中「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応に関する施策（以下「地球温暖化対策等」という。）」を加え、同条第二項中「前項」を「県は、前項」に、「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、「実施」の下に「に当たって」を加え、「連携して行う」を「の連携を図る」に改め、同条第四項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同条第五項中「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応に関する取組」を加える。

第四条第二項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 事業者は、自らの事業活動を円滑に実施するため、その事業活動の内容に即した気候変動適応に努めるものとする。

第五条第二項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 県民は、気候変動適応の重要性に対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

第六条第二項中「地球温暖化対策」を「地球温暖化対策等」に改める。

第二章から第十章までの章名を削る。

第四十条を第四十七条とし、第三十九条を第四十六条とする。

第三十八条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十三条、第二十二條第一項」

を「第十四条、第二十四条第一項」に、「第二十三条、第二十七条第一項」を「第二十五条、第二十九条第一項」に、「第二十八条」を「第三十条」に改め、同条を第四十五条とする。

第三十七条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に、「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第四十四条とする。

第三十六条中「を実施する」を「及び気候変動適応に関する取組を行う」に改め、同条を第四十三条とする。

第三十五条中「に積極的に取り組む」を「及び気候変動適応に関する取組を積極的に行う」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の章名を付する。

第六章 雑則

第三十四条中「の現状及び」を「及び気候変動影響の現状並びに」に改め、「地球温暖化対策」の下に「及び気候変動適応に関する取組」を加え、同条を第四十一条とする。

第三十三条（見出しを含む。）中「防止」の下に「及び気候変動適応」を加え、同条を第四十条とする。

第三十二条第二項中「県は」を「前項に定めるもののほか、県は」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 県は、前条の再生可能エネルギーが地域の実情に応じて有効に利用されるよう、事業者、県民及び市町村に対し、情報提供その他の措置を講ずるものとする。

第三十二条を第三十五条とし、同条の次に次の一条、一章及び章名を加える。

（水素エネルギーの普及啓発等）

第三十六条 県は、水素エネルギーの利用について、事業者及び県民の理解を深めるため、普及啓発及び情報提供を行うものとする。

第四章 気候変動適応

（気候変動適応に関する施策の推進）

第三十七条 県は、気候変動適応に関し、次に掲げる施策について、地域の特性を踏まえ推進するものとする。

一 農業、林業及び水産業における被害の防止又は軽減に関すること。

二 水環境及び水資源の保全に関すること。

三 自然生態系の保全に関すること。

四 水害、土砂災害その他の自然災害の予防及び被災後の復興に関すること。

五 熱中症、感染症その他疾病の予防に関すること。

六 製造業、観光業その他の産業・経済活動の発展に関すること。

七 道路、水道その他の社会資本の整備に関すること。

八 前各号に掲げるもののほか、気候変動適応に関すること。

(岐阜県気候変動適応センター)

第三十八条 県は、適応法第十三条第一項に規定する気候変動適応を推進するための拠点として、岐阜県気候変動適応センターを設置する。

2 岐阜県気候変動適応センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供
- 二 気候変動影響及び気候変動適応に関する調査研究及びその成果の公表
- 三 気候変動影響及び気候変動適応に関する普及啓発
- 四 気候変動適応に関する県若しくは市町村の施策又は県民若しくは事業者の取組に対する技術的助言

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(事業者及び県民の取組)

第三十九条 事業者及び県民は、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報を収集し、気候変動適応のための取組を行うよう努めるものとする。

第五章 地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する教育及び学習等

第三十一条を第三十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(再生可能エネルギーの地産地消)

第三十四条 事業者、県民及び市町村は、温室効果ガスの排出を抑制するため、相互に連携し、及び協働して、地域資源を生かして創出した再生可能エネルギーを当該地域において効率的に利用するよう努めるものとする。

第三十条を第三十二条とし、同条の次に次の節名を付する。

第七節 再生可能エネルギーの利用等による地球温暖化対策

第二十九条中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の節名を付する。

第六節 森林の保全及び整備等による地球温暖化対策

第二十八条を第三十条とし、第二十五条から第二十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十四条中「第二十二條第一項」を「第二十四條第一項」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の節名を付する。

第五節 建築物に係る地球温暖化対策

第二十三条を第二十五条とし、第十八条から第二十二條までを二条ずつ繰り下げ、第十七条を第十九条とし、同条の次に次の節名を付する。

第四節 自動車の使用に係る地球温暖化対策

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「特定事業者及び第十二條第二項」を「第十三條第一項又は第二項」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(中小排出事業者に対する支援)

第十七条 県は、事業者に対し地球温暖化対策を促進するための技術的な助言その他の必要な支援を行うに当たっては、中小排出事業者に特に配慮するものとする。

第三節 日常生活に係る地球温暖化対策

第十四条の見出し中「公表」の下に「及び評価」を加え、同条中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「その」を「その」に改め、「公表する」の下に「とともに、その内容について評価を行う」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十五条とし、第十三条を第十四条とする。

2 知事は、前項の評価を行ったときは、規則で定めるところにより、その結果を公表するものとする。

第十二条第二項中「の事業者」の下に「(以下「中小排出事業者」という。）」を加え、同条を第十三条とし、第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第八条及び第九条を削る。

第七条の見出しを「(地球温暖化の防止に関する施策の実施)」に改め、同条第二号中「いう」の下に「。以下同じ」を加え、同条第五号中「抑制を図る」を「抑制の」に改め、同条第十五号を第十七号とし、第十一号から第十四号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「再生可能エネルギー」の下に「及び水素エネルギー」を加え、同条を同条第十二号とし、同条中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号を第九号とし、第六号の次に次の二号を加える。

七 都市機能の集約の促進に関すること。

八 公共交通機関の利用者の利便の増進に関すること。

第七条を第九条とし、同条の次に次の一条及び節名を加える。

(県の事務及び事業における率先実施)

第十条 県は、自らの事務及び事業に関し、地球温暖化対策に関する計画を定めるとともに、次に掲げる温室効果ガスの排出の抑制のための措置を率先して講ずるものとする。

- 一 環境マネジメントシステムの円滑な運用に関すること。
- 二 環境物品等の調達の推進に関すること。
- 三 廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用その他資源の有効利用に関すること。
- 四 自動車の燃料使用量の削減に関すること。
- 五 緑化の推進に関すること。
- 六 県産材の活用に関すること。
- 七 省エネルギーの推進に関すること。
- 八 再生可能エネルギー及び水素エネルギーの導入の推進に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、温室効果ガスの排出の抑制のために必要な措置

第二節 事業活動に係る地球温暖化対策

第六条の次に次の一章、章名及び節名を加える。

第二章 地球温暖化防止・気候変動適応計画

(地球温暖化防止・気候変動適応計画)

第七条 知事は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化の防止及び気候変動適応に関する計画（以下「地球温暖化防止・気候変動適応計画」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化防止・気候変動適応計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する中長期目標
- 二 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する事項
- 三 気候変動適応に関する施策に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めるに当たっては、あらかじめ、広く事業者、県民等に意見を求めるものとする。

4 知事は、地球温暖化防止・気候変動適応計画を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、地球温暖化防止・気候変動適応計画の変更について準用する。

(地球温暖化対策等の実施状況の公表)

第八条 知事は、毎年、地球温暖化防止・気候変動適応計画に基づく地球温暖化対策等の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表するものとする。

第三章 地球温暖化対策

第一節 県による地球温暖化対策

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十五条の規定は、令和四年四月一日以後に提出される温室効果ガス排出削減計画書、変更後の温室効果ガス排出削減計画書又は温室効果ガス排出削減計画実績報告書（以下「温室効果ガス排出削減計画書等」という。）について適用し、同日前に提出された温室効果ガス排出削減計画書等については、なお従前の例による。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十六の四の項中「岐阜県地球温暖化防止基本条例」を「岐阜県地球温暖化防止及

び気候変動適応基本条例」に改め、同項第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項第二号中「第十三条の規定により」を「第十四条の規定による」に改め、同項第三号中「第二十二条第一項」を「第二十四条第一項」に、「規定により」を「規定による」に改め、同項第四号中「第二十三条の規定により」を「第二十五条の規定による」に改め、同項第五号中「第二十七条第一項」を「第二十九条第一項」に、「規定により」を「規定による」に改める。

提 案 説 明

温室効果ガス排出削減計画書等の評価制度を創設すること等により地球温暖化対策を更に推進するとともに、気候変動影響による被害の防止、軽減等を図るための基本的事項を定めることにより気候変動適応の推進を図るため、この条例を定めようとする。

岐阜県犯罪被害者等支援条例について

岐阜県犯罪被害者等支援条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県犯罪被害者等支援条例

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 基本的な施策（第十二条―第二十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全に安心して暮らすことができるようにするための支援をいう。

四 二次的被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷^{ひぼう}、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

五 再被害 犯罪被害者^{ひがいしゃ}が更なる犯罪等により受ける被害をいう。

六 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次的被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として、行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものとの適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

（市町村との連携協力）

第五条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策の実施に当たっては、市町村と相互に連携し、及び協力するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次的被害が生ずることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等である従業員に対し必要な支援を行い、及び県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（民間支援団体の責務）

第八条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する

施策に協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下「犯罪被害者等支援計画」という。）を定めるものとする。

2 犯罪被害者等支援計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 犯罪被害者等支援に関する基本方針

二 犯罪被害者等支援に関する具体的な施策

三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、犯罪被害者等支援計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴くものとする。

4 県は、犯罪被害者等支援計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等支援計画の変更について準用する。

(総合的な支援体制の整備)

第十条 県は、国、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものと相互に連携し、及び協力して、総合的な犯罪被害者等支援の体制を整備するものとする。

(広域的な犯罪被害者等支援が必要な事案への対応)

第十一条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合において、当該事案の犯罪被害者等に対し、市町村の区域を超えた広域的な犯罪被害者等支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係団体と連携し、及び協力して、当該事案に対応するための態勢を整備し、必要な犯罪被害者等支援を行うものとする。

第二章 基本的な施策

(相談及び情報の提供等)

第十二条 県は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題に係る相談への対応、必要な情報の提供及び助言、犯罪被害者等支援に精通している者の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日常生活の支援)

第十三条 県は、犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、及び協力し、病院等への付添いその他の必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるとするために、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等が再被害及び二次的被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図り、並びに再被害及び二次的被害を防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図り、及び二次的被害を防止するため、事業者に対し、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十八条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する経済的な助成に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の増進)

第十九条 県は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について県民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における教育の実施等)

第二十条 県は、学校の設置者と連携し、児童、生徒等が犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次的被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について理解を深めるための教育の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十一条 県は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第二十二条 県は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う者(以下「支援従事者」という。)を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供)

第二十三条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続及びその進捗状況に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第二十四条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉、生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員等の配置、必要な施設の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十五条 県は、犯罪被害者等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(財政上の措置)

第二十六条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例の一部改正)

2 岐阜県犯罪のない安全・安心まちづくり条例(平成二十年岐阜県条例第十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 犯罪被害者等への支援等(第二十三条)」を削る。

第四章を削る。

提 案 説 明

犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、県民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、この条例を定めようとする。

議第二十六号

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例について

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県特定非営利活動促進法施行条例及び岐阜県事務処理の特例に関する
条例の一部を改正する条例

(岐阜県特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 岐阜県特定非営利活動促進法施行条例(平成十年岐阜県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「第十条第三項」を「第十条第四項」に改める。

(岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 岐阜県事務処理の特例に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四号)の一部を次のように改正する。

別表第一五十の二の項第二号中「公告し、又は」を削り、「利用」の下に「その他の方法」を加え、同項第三号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十四号までの規定中「規定により」を「規定による」に改め、同項第十五号中「事由を認定する」を「認定をする」に改め、同項第十六号、第十七号、第十九号及び第二十二号中「規定により」を「規定による」に改める。

附 則

この条例は、令和三年六月九日から施行する。

提 案 説 明

特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めよう

議第二十七号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一三の表四の項を次のように改める。

四 法第五十 五条第一項 に規定する 飲食店営業 等の許可の 申請に対す る審査		飲食店営 業等許可 申請手 料		1 食品衛生法施 行令（昭和二十 八年政令第二百 二十九号。以下 この表において 「施行令」とい う。）第三十五 条第一号に規定 する飲食店営業 に係るもの		2 施行令第三十 五条第二号に規 定する調理の機 能を有する自動 販売機により食 品を調理し、調	
イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	ハ 短期に営 業する場合	ニ 臨時に営 業する場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一六、〇〇〇	一一、八〇〇	四、〇〇〇	二、〇〇〇	九、六〇〇	七、六八〇		

7 施行令第三十 五条第七号に規 定する乳処理業	6 施行令第三十 五条第六号に規 定する集乳業に 係るもの		5 施行令第三十 五条第五号に規 定する魚介類競 り売り営業に係 るもの		4 施行令第三十 五条第四号に規 定する魚介類販 売業に係るもの			3 施行令第三十 五条第三号に規 定する食肉販売 業に係るもの		理された食品を 販売する営業に 係るもの
	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ハ 短期に営 業する場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二一、〇〇〇	七、六八〇	九、六〇〇	一六、八〇〇	二一、〇〇〇	二、四〇〇	七、六八〇	九、六〇〇	七、六八〇	九、六〇〇	

12 施行令第三十 五条第十二号に 規定するアイス クリーム類製造		11 施行令第三十 五条第十一号に 規定する菓子製 造業に係るもの			10 施行令第三十 五条第十号に規 定する食品の放 射線照射業に係 るもの		9 施行令第三十 五条第九号に規 定する食肉処理 業に係るもの		8 施行令第三十 五条第八号に規 定する特別牛乳 搾取処理業に係 るもの		に係るもの
ロ 継続許可	イ 新規許可 の場合	ハ 短期に営 業する場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一一、二〇〇	一四、〇〇〇	三、五〇〇	一一、二〇〇	一四、〇〇〇	一六、八〇〇	一一、〇〇〇	一六、八〇〇	一一、〇〇〇	一六、八〇〇	一一、〇〇〇	一六、八〇〇

18 施行令第三十 五条第十八号に	17 施行令第三十 五条第十七号に 規定する冰雪製 造業に係るもの		16 施行令第三十 五条第十六号に 規定する水産製 品製造業に係る もの		15 施行令第三十 五条第十五号に 規定する食肉製 品製造業に係る もの		14 施行令第三十 五条第十四号に 規定する清涼飲 料水製造業に係 るもの		13 施行令第三十 五条第十三号に 規定する乳製品 製造業に係るもの		業に係るもの
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	
二一、〇〇〇	一六、八〇〇	二一、〇〇〇	二一、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、八〇〇	二一、〇〇〇	一六、八〇〇	二一、〇〇〇	一六、八〇〇	二一、〇〇〇	

23 施行令第三十 五条第二十三号 に規定する納豆 製造業に係るも の		22 施行令第三十 五条第二十二号 に規定する豆腐 製造業に係るも の		21 施行令第三十 五条第二十一号 に規定する酒類 製造業に係るも の		20 施行令第三十 五条第二十号に 規定するみそ又 はしょうゆ製造 業に係るもの		19 施行令第三十 五条第十九号に 規定する食用油 脂製造業に係る もの		規定する液卵製 造業に係るもの
ロ の 場合	イ の 場合	ロ の 場合	イ の 場合	ロ の 場合	イ の 場合	ロ の 場合	イ の 場合	ロ の 場合	イ の 場合	ロ の 場合
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
一一、二〇〇	一四、〇〇〇	一一、二〇〇	一四、〇〇〇	一二、八〇〇	一六、〇〇〇	一二、八〇〇	一六、〇〇〇	一六、八〇〇	一二、〇〇〇	一六、八〇〇

29 施行令第三十 五条第二十九号 に規定する漬物 製造業に係るも		28 施行令第三十 五条第二十八号 に規定する複合 型冷凍食品製造 業に係るもの		27 施行令第三十 五条第二十七号 に規定する冷凍 食品製造業に係 るもの		26 施行令第三十 五条第二十六号 に規定する複合 型そうざい製造 業に係るもの		25 施行令第三十 五条第二十五号 に規定するそう ざい製造業に係 るもの		24 施行令第三十 五条第二十四号 に規定する麺類 製造業に係るも の	
ロ 継続許可	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合	ロ 継続許可 の場合	イ 新規許可 の場合
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
八、 〇〇〇	一〇、 〇〇〇	一二、 四〇〇	二八、 〇〇〇	一六、 八〇〇	二二、 〇〇〇	二二、 四〇〇	二八、 〇〇〇	一六、 八〇〇	二二、 〇〇〇	一一、 二〇〇	一四、 〇〇〇

の 場合	30 施行令第三十 五条第三十号に 規定する密封包 装食品製造業に 係るもの	イ 新規許可 の場合	一件につき	一六、〇〇〇	の 場合	31 施行令第三十 五条第三十一号 に規定する食品 の小分け業に係 るもの	イ 新規許可 の場合	一件につき	一〇、〇〇〇
	ロ 継続許可 の場合	一件につき	一二、八〇〇	ロ 継続許可 の場合		一件につき	八、〇〇〇		
の 場合	32 施行令第三十 五条第三十二号 に規定する添加 物製造業に係る もの	イ 新規許可 の場合	一件につき	二二、〇〇〇	の 場合	ロ 継続許可 の場合	一件につき	一六、八〇〇	

別表第一三の表五の項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項又は法第五十七条第一項」に改め、「旨」の下に「又は営業の届出を行った旨」を加え、「飲食店営業等許可証明書交付手数料」を「飲食店営業等許可等証明書交付手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

六 食品衛生 法施行規則 (昭和二十 三年厚生省 令第二十三 号)別表第 十七第一号 へに規定す るふぐ処理 者(以下こ	ふぐ処理 者認定申 請手数料	一件につき	四、五〇〇
---	----------------------	-------	-------

の表において「ふぐ処理者」という。）の認定の申請に対する審査	七 ふぐ処理者の認定に係る試験	八 ふぐ処理者の認定証の書換交付	九 ふぐ処理者の認定証の再交付
	手数料 試験手数料	手数料 書換交付手数料	手数料 再交付手数料
	一人につき	一通につき	一通につき
	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、六〇〇

別表第一二七七の表三十三の項中「十一の項、十三の項」を「七の項、十の項」に、「十七の項、二十四の項、二十五の項、二十七の項又は三十の項」を「十六の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十九の項、三十の項、三十二の項又は三十五の項」に、「又は登録」を「認定、登録又は確認」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表三十二の項中「十一の項、十三の項」を「七の項、十の項」に、「十七の項、二十四の項、二十五の項、二十七の項又は三十の項」を「十六の項、十八の項、二十の項、二十二の項、二十九の項、三十の項、三十二の項又は三十五の項」に、「又は登録」を「認定、登録又は確認」に改め、同項を同表三十七の項とし、同表三十一の項中「第四十条の五第四項」を「第四十条の五第六項」に改め、同項を同表三十六の項とし、同表中三十の項を三十五の項とし、同表二十九の項中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第七項」に改め、同項を同表三十四の項とし、同表二十八の項中「第四十条の二第三項」を「第四十条の二第四項」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表中二十七の項を三十二の項とし、同表二十六の項中「第三十九条第四項」を「第三十九条第六項」に改め、同項を同表三十一の項とし、同表中二十五の項を三十の項とし、十七の項から二十四の項までを五項ず

つ繰り下げ、同表十六の項中「第二十三条の二十第二項」を「第二十三条の二十四項」に改め、同項を同表二十一の項とし、同表中十五の項を二十の項とし、十四の項を十九の項とし、十三の項を十八の項とし、同表十二の項中「第二十三条の二第二項」を「第二十三条の二第四項」に改め、同項を同表十七の項とし、同表中十一の項を十六の項とし、同表十の項中「第十四条第十三項」を「第十四条第十五項」に改め、同項を同表十四の項とし、同項の次に次のように加える。

十五 法第十四条 の二第一項に規 定する医薬品、 医薬部外品又は 化粧品製造工 程の区分ごとの 適合性の確認の 申請に対する審 査	医薬品 等区分 適合性 確認申 請手数 料	1 医薬品、医療機器等の品 質、有効性及び安全性の確保 等に関する法律第十四条第八 項に規定する医薬品又は医薬 部外品の製造工程の区分を定 める省令（令和三年厚生労働 省令第十七号。以下この表に おいて「区分省令」とい う。）第二条第三号に掲げる 製造工程区分に係るもの	一件につき	一〇五、〇〇 〇円に、当該 確認に係る一 製造販売業者 ごとに一〇、 〇〇〇円を、 一品目ごとに 二、七〇〇円 を加えた額
2 区分省令第二条第四号に掲 げる製造工程区分に係るもの	一件につき	六二、七〇〇 円に、当該確 認に係る一製 造販売業者ご とに一〇、〇 〇〇円を、一 品目ごとに 二、〇〇〇円 を加えた額		
3 区分省令第二条第五号又は 第六号に掲げる製造工程区分 に係るもの	一件につき	二八、一〇〇 円に、当該確 認に係る一製 造販売業者ご とに一〇、〇 〇〇円を、一		

			品目ごとに 一、二〇〇円 を加えた額

別表第一二十七の表九の項中「同条第十三項」を「同条第十五項」に、「又は法第八十条第一項」を「若しくは法第八十条第一項又は法第十四条の七の二第三項」に改め、「の調査」の下に「又は確認」を加え、「医薬品等適合性調査手数料」を「医薬品等適合性調査等手数料」に改め、同項第一号中「第二十六条第一項第三号」を「第二十五条第一項第三号」に、「規定する製造工程を行う」を「掲げる区分に係る」に改め、同項第二号中「第二十六条第一項第四号」を「第二十五条第一項第四号」に、「規定する製造工程を行う」を「掲げる区分に係る」に改め、同項第三号中「施行規則第二十六条第一項第五号、第二項第三号又は」を「法第十三条の二の二第一項に規定する保管のみを行う製造所又は施行規則第二十五条第一項第五号、第二項第三号若しくは」に、「規定する製造工程を行う」を「掲げる区分に係る」に、「以下の表」を「第六号」に、「包装等製造所」を「特定保管製造所等」に改め、同項第六号中「包装等製造所」を「特定保管製造所等」に改め、同項を同表十三の項とし、同表中八の項を十二の項とし、同表七の項中「第十三条第六項」を「第十三条第八項」に改め、同項第一号イ中「第二十六条第一項第三号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第一項第三号に掲げる区分に係る」に改め、同号ロ中「第二十六条第一項第四号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第一項第四号に掲げる区分に係る」に改め、同号ハ中「第二十六条第一項第五号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第一項第五号に掲げる区分に係る」に改め、同項第二号イ中「第二十六条第二項第一号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第一号に掲げる区分に係る」に改め、同号ロ中「第二十六条第二項第二号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第二号に掲げる区分に係る」に改め、同号ハ中「第二十六条第二項第三号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第三号イ中「第二十六条第三項第一号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第三項第一号に掲げる区分に係る」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第三項第一号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第三項第一号に掲げる区分に係る」に改め、同号ロ中「第二十六条第三項第二号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第三項第二号に掲げる区分に係る」に改め、同項を同表九の項とし、同項の次に次のように加える。

十 法第十三条の 二の二第一項に 規定する医薬 品、医薬部外品 及び化粧品 の製造工程のうち保 造工程のうち保		医薬品 等特定 保管製 造所登 録申請 手数料	
	1 医薬品に係るもの	1 一件につき	二九、四〇〇
	2 医薬部外品に係るもの	1 一件につき	二九、四〇〇
	3 化粧品に係るもの	1 一件につき	二九、四〇〇

五条第二項第二号に掲げる区分に係る」に改め、同号ハ中「第二十六条第二項第三号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第二項第三号に掲げる区分に係る」に改め、同項第三号イ中「第二十六条第三項第一号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第三項第一号に掲げる区分に係る」に改め、同号ロ中「第二十六条第三項第二号に規定する製造工程を行う」を「第二十五条第三項第二号に掲げる区分に係る」に改め、同項を同表七の項とし、同表四の項中「第十二条第二項」を「第十二条第四項」に改め、同項を同表六の項とし、同表中三の項を五の項とし、二の項の次に次のように加える。

三 法第六条の二 第一項又は法第 六条の三第一項 に規定する地域 連携薬局又は専 門医療機関連携 薬局の認定の申 請に対する審査	地域連 携薬局 等認定 申請手 数料		一件につき	一、〇〇〇
四 法第六条の二 第四項又は法第 六条の三第五項 に規定する地域 連携薬局又は専 門医療機関連携 薬局に係る認定 の更新の申請に 対する審査	地域連 携薬局 等認定 更新申 請手数 料		一件につき	一、〇〇〇

別表第一四十六の表七の項第一号中「一八〇」を「二二〇」に改め、同項第三号ロ中「一、二八〇」を「一、二二〇」に改め、同項第四号ホ中「一、八七〇」を「一、八二〇」に改め、同項第五号ロ中「一、〇〇〇」を「九五〇」に改め、同表九の項第二号ニ中「一、八五〇」を「一、八九〇」に改め、同項第四号中「一、八五〇」を「一、七九〇」に改め、同項第五号ロ中「三、二六〇」を「三、一七〇」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四項の規定 公布の日

二 別表第一四十六の表の改正規定 令和三年四月一日

三 別表第一三の表の改正規定並びに次項及び附則第三項の規定 令和三年六月一日

四 別表第一二十七の表の改正規定 令和三年八月一日

(食品衛生法の施行に関する事務に係る経過措置)

2 前項第三号に掲げる規定の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十六号。以下「食品衛生法等改正法」という。)第二条の規定による改正前の食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第五十二条第一項の許可(改正前の別表第一三の表四の項第一号ハ若しくはニ、第二号ハ若しくはニ又は第三号ハ若しくはニの区分に係る許可を除く。)を受けて食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第二百二十三号。以下「整備政令」という。)第一条の規定による改正前の食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第三十五条各号の営業(整備政令第一条の規定による改正後の食品衛生法施行令(以下「新食品衛生法施行令」という。)第三十五条各号の営業のいずれかに該当するものに限る。)を行っている者がその有効期間の満了後引き続き当該営業に係る食品衛生法等改正法第二条の規定による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)第五十五条第一項の許可を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、改正後の別表第一三の表四の項の規定にかかわらず、改正後の同項各号に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ当該各号の区分に掲げる額とする。

3 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際現に岐阜県食品衛生法施行条例及び岐阜県暴力団排除条例の一部を改正する等の条例(令和二年岐阜県条例第四十八号)第三条の規定による廃止前の岐阜県食品衛生条例(昭和五十六年岐阜県条例第二十号)第四条の許可を受けて同条例第二条第一項第一号に規定するつけ物製造業を営んでいる者が令和六年六月一日までの間に新食品衛生法第五十五条第一項の許可(新食品衛生法施行令第三十五条第二十九号に規定する漬物製造業に係るものに限る。)を受けようとする場合における当該許可の申請に対する審査に係る手数料の額は、改正後の別表第一三の表四の項の規定にかかわらず、改正後の同項第二十九号の区分に掲げる額とする。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する事務に係る経過措置)

4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第六十三号)附則第十二条第七項、第九項又は第十一項の規定によりその例により行うことができることとされる同法第二条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百四十五号)第六条の二

第一項、第六条の三第一項、第十三条の二の二第一項、第十四条の二第一項又は第十四条の七の二第三項に規定する認定、登録又は確認の申請に対する審査については、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日前においても、改正後の別表第一二十七の表三の項、十の項、十三の項又は十五の項の規定の例による額の手数料を徴収することができる。

提 案 説 明

食品衛生法等の一部改正に伴い、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業に係る飲食店営業等許可申請手数料を徴収する等のため、この条例を定めようとする。

岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例について

岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県感染症対策基本条例等の一部を改正する条例

(岐阜県感染症対策基本条例の一部改正)

第一条 岐阜県感染症対策基本条例(令和二年岐阜県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、法附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を削る。

(岐阜県税条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二十九条第一項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第三条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

付則第二十七項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和二年政令第十一号)第一条に規定するものをいう」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例（平成十八年岐阜県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十条の三」に、「第二十三条」を「第二十四条」に改める。

第九条中「事項を遵守し」を「措置をとるよう努め」に改め、同条第二号中「首輪をつける等」を削り、「の措置をとるよう努める」を、「首輪をつける等の措置をとる」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号中「感染症を予防し、及び」を「疾病の感染を防止するため、ワクチンを接種するとともに、」に、「必要な措置をとるよう努める」を「不妊手術又は去勢手術をする」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 猫の健康及び安全を保持し、並びに周辺的生活環境を保全するため、屋内で飼養すること。

第二章中第十条の次に次の二条を加える。

（多頭飼養の届出等）

第十条の二 犬又は猫の飼い主は、飼養施設において飼養する犬（生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。）及び猫（生後九十日以下のものを除く。以下この条において同じ。）の合計数（同一の場所において二以上の飼養施設を設置する場合にあっては、これらの飼養施設において飼養する犬及び猫の合計数。第三項において同じ。）が十以上となったときは、その日から三十日以内に、飼養施設を設置する場所ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 飼養する犬又は猫の数、性別及び不妊手術又は去勢手術の実施数

四 飼養施設の構造

五 飼養の方法

- 2 前項の規定による届出をした者は、同項各号（第二号を除く。）に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る飼養施設における飼養を廃止したとき、又は飼養する犬及び猫の合計数が十未満となったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- 一 法第十二条第一項第四号に規定する第一種動物取扱業者がその登録に係る飼養施設において犬又は猫を飼養する場合
- 二 法第二十四条の三第一項に規定する第二種動物取扱業者がその届出に係る飼養施設において犬又は猫を飼養する場合
- 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める場合

（助言又は指導）

第十条の三 知事は、前条第一項の規定による届出をした者の飼養する犬若しくは猫の健康及び安全を保持し、又は周辺的生活環境の保全を図るために必要な限度において、当該届出をした者に対し、その飼養施設の構造及び飼養の方法に関し必要な助言又は指導を行うことができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

- 一 第十条の二第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条の二第三項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和三年七月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に飼養施設において飼養する犬及び猫（いずれも生後九十日以下のものを除く。以下この項において同じ。）の合計数（同一の場所において二以上の飼養施設を設置する場合にあつては、これらの飼養施設において飼養する犬及び猫の合計数）が十以上である犬又は猫の飼い主に対する改正後の第十条の二第一項の規定の適用については、同項中「となつたときは、その日」とあるのは、「であるときは、岐阜県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和三年岐阜県条例第 号）の施行の日」とする。

（岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部改正）

3 岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一六十六の項中第十号を第十四号とし、第九号を第十三号とし、第八号を第十二号とし、同項第七号中「条例第十四条第一項の規定による」を「前号の」に改め、同号を同項第一号とし、同項第六号中「による」の下に「飼養する特定動物又は犬が人の生命又は身体に害を加えた旨の」を加え、同号を同項第十号とし、同項中第五号を第九号とし、第一号から第四号までを四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

- 1 条例第十条の二第一項の規定による多頭飼養の届出を受けること。
- 2 条例第十条の二第二項の規定による多頭飼養の届出事項の変更の届出を受けること。
- 3 条例第十条の二第三項の規定による多頭飼養の廃止等の届出を受けること。
- 4 条例第十条の三の規定により必要な助言又は指導を行うこと。

別表第一六十六の項中「第四号」を「第八号」に、「第六号」を「第十号」に、「第八号」を「第十二号」に、「第十号」を「第十四号」に、「同欄第五号」を「同欄第九号」に、「同欄第七号」を「同欄第十一号」に改める。

提案説明

犬又は猫を多頭飼養する者に対し届出を義務付ける等のため、この条例を定めようとする。

議第四十号

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 軽費老人ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第五項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第二十二条第二号中「第三十三条」を「第三十四条」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第

一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に對し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十四条の二 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に對し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十六条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第二十八条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項の重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十三条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十四条 軽費老人ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十五条 軽費老人ホームは、作成、交付、保存その他これらに類するものうち、この条の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホームは、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を含む。）により行うことができる。

(岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第七条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二条第五項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十一条第二号中「第二十九条」を「第三十条」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十三条に次の一項を加える。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十三条の二 養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する処遇を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十四条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十四条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための

訓練」を加える。

第二十九条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十九条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(虐待の防止)

第三十条 養護老人ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(電磁的記録等)

第三十一条 養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

(岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第七十六号）を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の二」に、「第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第四十八条―第五十条）」を「第五章 ユニット型

第六章 雑則（第五

地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（第四十八条―第五十条）
十一条）に改

める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条ただし書中「、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第四十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）、「地域密着型特別養護老人ホーム（第十一条第六項に規定する地域密着型特別養護老人ホーム（ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第四十条第二項（第五十条において準用する場合を含む。）の規定により配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、「特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホームにユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き」を削る。

第七条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行なわなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十五条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十三条第二号中「第三十一条」を「第三十一条の二」に改める。

第二十四条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、

介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十四条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十六条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二十六条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十一条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十一条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二章中第三十一条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十一条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十三条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
い。

第三十五条第四項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(10)までを(6)から(9)までとする。

第三十六条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十条に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第四十二条中「第二十三条まで」の下に、「第二十四条の二」を加え、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二号」に改める。

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十五条第八項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十六条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該運営推進会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第四十七条中「及び第三十一条」を「第三十一条及び第三十一条の二」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二号」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

第四十九条第四項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中(5)を削り、(6)を(5)とし、(7)から(10)までを(6)から(9)までとする。

第五十条中「第二十三条まで」の下に「第二十四条の二」を、「第三十一条」の下に「第三十一条の二」を加え、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二号」に、「第三十一条まで」を「第三十一条の二まで」に改める。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

(電磁的記録等)

第五十一条 特別養護老人ホームは、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 特別養護老人ホームは、説明、同意その他これらに類するもの(以下「説明等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十三章 特定福祉用具販売(第二百四十七条―第二百五十六条)」を「第十三章

特定福祉用具販売(第二百四十七条―第二百五十六条)

に改める。

雑則(第二百五十七条)

―

第四条に次の二項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第二十九条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条に次の一項を加える。

- 4 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 指定訪問介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条に次の一項を加える。

- 3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第三十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第三十七条の見出しを「(市町村への協力等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第三十八条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十八条の二 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条中「前節」を「第一節」に、「第二十条」を「第二十条第一項」に改める。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第五十三条の二 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるように、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴

介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「及び第三十条」を、「第三十条の二」に、「第九条中」を「第九条第一項中」に、「第三十一条」を「第三十一条第二項」に改める。

第五十八条中「第三十条」を「第三十条の二」に、「第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条から第三十九条まで」を「から第三十九条まで（第三十六条第五項及び第六項を除く。）」に改める。

第七十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第八十二条中「第九条中」を「第九条第一項中」に改める。

第八十七条第二項第六号中「対して」を「対し」に改め、同条第三項中「、歯科衛生士又は管理栄養士の」を「の行う」に改め、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあつた場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第八十七条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第九十条中「第九条中」を「第九条第一項中」に改める。

第九十八条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定通所介護事業者は、通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九十八条に次の一項を加える。

4 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第一百条中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定通所介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第一百条第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第一百一条の二を第一百一条の三とし、第一百一条の次に次の一条を加える。

（地域との連携等）

第一百一条の二 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発

的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第百三条中「第二十七条」の下に「、第三十条の二」を加え、「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十八条の二」に改め、「第九十七条」と、「の下に「同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を加え、「第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第百五条中「第二十六条、第二十七条」の下に「、第三十条の二」を加え、「から第三十七条まで」を「、第三十六条、第三十八条の二」に、「第三十二条」を「第三十二条第一項に」に、「及び第三十二条」を「、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号」に、「及び第九十八条第三項」を「、第九十八条第三項及び第四項並びに第百一条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百二十四条中「第二十七条」の下に「、第三十条の二」を加え、「第三十七条」を「第三十八条の二」に改め、「第九十七条」と、「の下に「同項、第二十七条、第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に改め、「、第三十二条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第百三十二条第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第百三十四条中「第二十七条」の下に「、第三十条の二」を加え、「第九条中」を「第九条第一項中」に改め、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百三十六条第一項第一号から第五号までの規定中「一人」を「二」に改め、同条第五項中

「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の看護職員を配置しない場合においても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第三百三十八条第一項第二号イ中「第百条」を「第百条第一項」に改め、同号ロ中「第百条に規定する」を「第百条第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を「併設本体施設」に改める。

第三百五十五条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を、「第三十九条まで」の下に「（第三十七条第二項を除く。）」を、「第百一条」の下に「の規定」を、「において」の下に「、第三十条の二第二項」を、「第三十二条第一項」の下に「並びに第三十八条の二第一号及び第三号」を、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項並びに第百一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第三百五十八条第一項第二号イ中「第百条」を「第百条第一項」に改め、同号ロ中「第百条に規定する」を「第百条第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十人を超えないものとする」に改め、同号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第三百六十四条第三号中「及び第二号」を削る。
第三百六十五条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三百六十五条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第六百六十七条の三中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を、「第三十九条まで」の下に「(第三十七条第二項を除く。)」を加え、「第三十二条中」を「第三十条の二第二項中」「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、「第三十二条第一項中」に改め、「同じ。)」と、「」の下に「同項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を加え、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項並びに第一百一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第七百七十三条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を加え、「第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条」を削り、「第三十九条まで」の下に「(第三十六条第五項及び第六項並びに第三十七条第二項を除く。)」を加え、「第二十条中」を「第二十条第一項中」に、「第三十二条中」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」に改め、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項並びに第一百一条第二項第一号及び第三号」を加える。

第七百七十七条中「介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)」を「政令」に改める。
第八百八十九条中「第二十六条」の下に「第三十条の二」を、「第三十九条まで」の下に「(第三十七条第二項を除く。)」を加え、「第三十二条中」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」に改め、「第九十八条第三項」の下に「及び第四項」を加え、「第三百二十九条中」を「第三百二十二条第二項第一号及び第三号中」「通所リハビリテーション従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第三百二十九条第一項中」に改める。

第九百九十九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第九百九十九条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二百十条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二百七条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百七条に次の一項を加える。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二百二十一条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十八条」を加え、「第三十二条第一項」を「第三十条の二第二項、第三十二条第一項並びに第三十八条の二第一号及び第三号」に改め、「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」との下に「、第一百一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」とを加える。

第二百三十一条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を、「第三十五条」の下に「、第三十六条、第三十八条」を、「おいて」の下に「、第三十条の二第二項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」とを、「指定特定施設の従業者」との下に「、第一百一条第二項第一号及び第三号中「通所介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」とを加える。

第二百四十一条に次の一項を加える。

6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第二百四十二条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定福祉用具貸与事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業

所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百四十四条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百三十八条」と、「の下に「同項、第三十条の二第二項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百四十六条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「、第三十六条（第五項及び第六項を除く。）、第三十七条」を削り、「第三十九条まで」の下に「（第三十六条第五項及び第六項を除く。）」を加え、「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改め、「第二百三十八条」と、「の下に「同項、第三十条の二第二項並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を、「利用」と」の下に「、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百五十六条中「第二十六条」の下に「、第三十条の二」を加え、「及び第二項、第二三十六条」を「、第二項及び第四項、第二三三十六条（第三項を除く。）」に改め、「第二三三十八条」と、「の下に「同項、第三十条の二第二項、第三十一条第三項第一号及び第三号並びに第三十八条の二第一号及び第三号中」を加え、「第二三三十六条中」を「同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第二三三十六条第二項中」に、「第二三三十九条」を「第二三三十九条第一項」に改める。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

（電磁的記録等）

第二百五十七条 指定居宅サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を含む。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十二条第一項（第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第百三条、第百五条、第百二十四条、第百三十四条、第百五十五条（第六十七條において準用する場合を含む。）、第百六十七條の三、第百七十三条、第百八十九条（第二百一条において準用する場合を含む。）、第二百二十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）及び第二百八条第一項（第二百三十一条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

第五十四条の二の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第五十四条の二の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時ににおいて利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。
第五十四条の三に次の一項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うこと。

第五十四条の四第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第五十四条の九の見出しを「(市町村への協力等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第五十四条の十の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十四条の十の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。

二 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第七十条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第七十条の二 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるように、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第七十二条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に改める。

第八十二条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「及び第六十六条」を「、第六十六条及び第七十条の二」に、「読み替える」を「、第七十条の二中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と読み替える」に改める。

第八十三条第五項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、利用者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

第九十一条中「第五十四条の二」を「第五十四条の二の二」に、「及び第六十六条」を「、第六十六条及び第七十条の二」に、「読み替える」を「、第七十条の二中「看護師等」とある

のは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と読み替える」に改める。

第九十二条第四項第六号中「場合について」を「とき」に、「対して」を「対し」に改め、同条第五項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第四号を第七号とし、第三号の次に次の三号を加える。

四 療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

六 前号のサービス担当者会議への参加によることが困難なときは、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第九十二条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導は、次に掲げるところにより提供するものとする。

一 医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

二 懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第百十五条の二第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百十五条の二に次の一項を加える。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を

講じなければならない。

第百十五条の四中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第百十六条第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第百十八条中「第五十一条の三」の下に「、第五十四条の二の二」を加える。

第百二十四条第五項中「並びに」を「のうち一人以上及び」に、「及び」を「又は」に、「それぞれのうち一人」を「うち一人以上」に改め、同項ただし書中「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第七項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の看護職員を配置しない場合においても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保するものとする。

第百二十六条第一項第二号イ中「第百十五条の四」を「第百十五条の四第一項」に改め、同号ロ中「第百十五条の四に規定する」を「第百十五条の四第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第四項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第百三十三条の二第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のた

めの対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会には、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第百三十六条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に「(第五十四条の九第二項を除く。)」を、「において」の下に「、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加え、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を削り、「第百十五条の二第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第百四十七条第一項第二号イ中「第百十五条の四」を「第百十五条の四第一項」に改め、同号ロ中「第百十五条の四に規定する」を「第百十五条の四第一項の」に、「同条」を「同項」に改め、同条第六項第一号イ(2)ただし書中「及び第百五十一条」を削り、「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ(3)ただし書を削る。

第百五十条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百五十条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百五十七条の三中「第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に「(第五十四条の九第二項を除く。)」を、「場合において」の下に「、第五十四条の二の二第二項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と」を、「第百三十二条」と、「」の下に「同項並びに第五十四条の十の二第一号及び

第三号中」を加え、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第百十五条の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「及び第百三十一条を」、「第百三十一条並びに第百三十三条の二第二項第一号及び第三号」に改める。

第百六十三条中「、第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の七まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九から」、「第五十四条の十一まで」の下に「（第五十四条の八第五項及び第六項並びに第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第百六十三条において準用する第百三十二条」と、」を「第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中」に、「第百十五条の二第三項」を「第五十四条の四第一項中「第五十四条」とあるのは「第百六十三条において準用する第百三十二条」と、第百十五条の二第三項及び第四項」に改める。

第百六十七条中「介護保険法施行令（平成十年政令第四百二十二号）」を「政令」に改める。第百七十三条中「第五十三条」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を、「おいて」の下に「、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の四第一項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を加え、「「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第百十五条の二第三項」を「第百十五条の二第三項及び第四項並びに第百十六条第二項第一号及び第三号」に改める。

第百八十六条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第百八十六条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第百二十二条第三項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第二百四十四条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、政令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二百四十四条に次の一項を加える。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二百八条中「第五十三条まで」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を加え、「第五十二条及び」を「第五十二条、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の十の二第一号及び第三号並びに」に改め、「第二百三条」との下に「、第三百三十三条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第二百二十四条中「第五十三条まで」の下に「、第五十四条の二の二」を、「第五十四条の十一まで」の下に「（第五十四条の九第二項を除く。）」を、「第五十二条」の下に「、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号」を、「受託介護予防サービス事業所」との下に「、第三百三十三条の二第二項第一号及び第三号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と」を加える。

第二百二十八条第一項中「第三条の二第一項」を「第四条第一項」に改める。
第二百三十四条に次の一項を加える。

6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的を実施すること。

第二百三十五条中第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を

同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第二百三十七条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「及び第二項」を、「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十一条」と、「」の下に「同項、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百四十一条中「第五十条の二から」を「第四十九条の二、第五十条の二から」に改め、「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「第五十四条の七まで、第五十四条の八（第五項及び第六項を除く。）、第五十四条の九から」を削り、「、第五十八条の二」を「（第五十四条の八第五項及び第六項を除く。）」に、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十一条」と、「」の下に「同項、第五十四条の二の二第二項並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中」を、「利用」と」の下に「、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第二百四十九条中「第五十三条」の下に、「第五十四条の二の二」を加え、「及び第二項」を「第二項及び第四項」に改め、「第二百三十一条」と、「」の下に「同項、第五十四条の二の二第二項、第五十四条の三第三項第一号及び第三号並びに第五十四条の十の二第一号及び第三号中」を、「サービス利用」と、「」の下に「同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、「」を加える。

本則に次の一章を加える。

第十四章 雑則

（電磁的記録等）

第二百五十二条 指定介護予防サービス事業者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他の文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第五十条の五第一項（第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百八条、第一百三十六条（第二百五十二条において準用する場合を含む。）、第一百五十七条の三、第二百六十三条、第二百七十三条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）及び第二百条第一項（第二百二十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方

式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(第四十四条―第五十五条)」を「第三章 ユニット型指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準(第四十四条―第五十六条)」を

第四章 雑則(第五十六条)

準(第四十四条―第五十五条)

に改める。

第四条に次の二項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第五条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設(第四十四条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)」にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(第五十三条第二項の規定により配置される看護職員に限る。)又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項の規定により配置される看護職員に

限る。)を除き)を削り、同条第九項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)」に改める。

第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第十七条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十二條の次に次の二條を加える。

(栄養管理)

第二十二條の二 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十二條の三 指定介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八條第五号中「身体的拘束等」を「第十六条第五項の規定により身体的拘束等」に改める。

第二十九條中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十條第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護老人福祉施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十條に次の一項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 指定介護老人福祉施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三条第二項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加え、同項第四号中「及び」を「又は」に改める。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十一条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十一条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十一条の二 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる

措置を講じなければならない。

一 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十五条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十六条第二項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第四十八条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十三条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十三条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十五条中「第二十八条まで」の下に、「第三十条の二」を、「第十七条」と、「」の下に「第二十八条第五号及び」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十六条 指定介護老人福祉施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十五条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する基準(第四十

三条―第五十四条)」を「第三章 ユニット型介護老人保健施設の施設、設備及び運営に関する

第四章 雑則(第五十五条)

る基準(第四十三条―第五十四条)に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設(第四十三条に規定するユニット型介護

老人保健施設をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き)を削り、同条第五項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、「有しない」を「置かない」に改め、同条第七項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第六条第一項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。

第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第十七条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

(栄養管理)

第二十条の二 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 介護老人保健施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護老人保健施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な

範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十条の二 介護老人保健施設は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三条第二項第二号中「又は」を「及び」に改め、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護老人保健施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に、「第三

十条の二」を加え、「第四十二条第二項第二号中「第十二条第四項」とあるのは「第五十四条において準用する第十二条第四項」と、第四十二条第二項第三号中「第十三条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十三条第二項」と及び「第四十二条第二項第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十五条」と」を削り、「準用する第四十条第三項」との下に「第四十二条第二項第二号中「第十二条第四項」とあるのは「第五十四条において準用する第十二条第四項」と、第四十二条第二項第三号中「第十三条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十三条第二項」と」を、「第四十七条第七項」との下に「第四十二条第二項第五号中「第二十五条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十五条」と」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護老人保健施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるもの(第十条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))及び第十三条第一項(第五十四条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護老人保健施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。)により行うことができる。

(岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第八条 岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(第四十

二条―第五十四条)」を「第三章 ユニット型指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準(第四十

二条―第五十五条)

第四章 雑則(第五十五条)

る基準(第四十二条―第五十四条)

に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 栄養士又は管理栄養士 療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第三項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第四条第五項中「第一項第五号及び第三項第六号」を「第一項第六号及び第三項第七号」に改め、同条第六項ただし書中「、指定介護療養型医療施設（ユニット型指定介護療養型医療施設（第四十二条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第七項中「第一項第五号、第三項第六号」を「第一項第六号、第三項第七号」に改める。

第十七条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第十八条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入院患者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者又はその家族の同意を得なければならない。

第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わ

なければならぬ。

(口腔衛生の管理)

第二十条の三 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十八条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第二十九条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十九条に次の一項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第二十九条の二 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十一条中「具体的計画」を「具体的な計画」に改め、「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十二条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十二条第二項第二号中「又は」を「及び」に改め、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定介護療養型医療施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十九条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十九条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第三十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十九条の二 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十三条に次の二項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十四条第二項第一号イ(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号イ中(4)を削り、(5)を(4)とする。

第四十七条第八項中「ユニット型介護療養型医療施設」を「ユニット型指定介護療養型医療施設」に改め、同項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十七条まで」の下に、「第十九条の二」を加え、「第四十一条第二項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十四条第二項」と及び「第四十一条第二項第四号中「第二十四条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十四条」とを削り、「準用する第三十九条第三項」との下に、「第四十一条第二項第二号中「第十四条第二項」とあるのは「第五十四条において準用する第十四条第二項」とを、「第四十七条第七項」との下に、「第四十一条第二項第四号中「第二十四条」とあるのは「第五十四条において準用する第二十四条」とを加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 指定介護療養型医療施設は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十一条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十四条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代

えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護療養型医療施設は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法を用う。）により行うことができる。

附則第九項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

附則第十一項及び第十二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

（岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第九条 岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成三十年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準（第四十三条―第五十四条）」を「第三章 ユニット型介護医療院の施設、設備及び運営に関する基準（第四十三条―第五十五条）」を「第三章 雑則（第五十五条）」

十三条―第五十四条）

に改める。

第三条に次の二項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第六条第一項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第

三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。
第十六条第六項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。
第十七条第二項第五号に後段として次のように加える。

この場合において、当該サービス担当者会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、入所者又はその家族が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者又はその家族の同意を得なければならない。
第二十条の次に次の二条を加える。

（栄養管理）

第二十条の二 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。
い。

（口腔衛生の管理）

第二十条の三 介護医療院は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第二十九条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第三十条に次の一項を加える。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十条の二 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画

(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十三条第二項中「ように」を「よう」に改め、同項第一号中「又は」を「及び」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第三十三条第二項第二号中「又は」を「及び」に改め、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第三十五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 介護医療院は、前項の重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十条第一項中「その再発」を「再発」に改め、同項第三号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第四十条第一項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十条の二 介護医療院は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第四十四条に次の二項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四十五条第四項第一号ロ(1)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号ロ(2)中「第三十二条に規定する」を「第三十二条第一項の」に、「同条」を「同項」に改める。

第四十七条第八項第一号に後段として次のように加える。

この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第五十二条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、当該ユニット型介護医療院は、従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者、介護保険法施行令第三条第一項に規定する者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第五十二条に次の一項を加える。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第五十四条中「第二十条」を「第二十条の三」に改め、「第二十八条まで」の下に、「第三十条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第四章 雑則

(電磁的記録等)

第五十五条 介護医療院は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されている又は想定されるもの（第十条第一項（第五十四条において準用する場合を含む。）及び第十三条第一項（第五十四条において準用する

場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)(のうち、この条例の規定において書面により行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。))により行うことができる。

附則に次の一項を加える。

8 省令附則第十一条に規定する介護医療院の浴室については、第五条第二項第三号口及び第四十五条第二項第二号口の規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム基準条例」という。)(第二条第四項及び第三十四条、第一条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム基準条例」という。)(第二条第四項及び第三十条、第三条の規定による改正後の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)(第二条第五項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。)(第三十一条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。))及び第三十三条第三項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。))、第四条の規定による改正後の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「新指定居宅サービス等基準条例」という。)(第四条第三項及び第三十八条の二(新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百零三条、第一百五十五条、第二百二十四条、第三百三十四条、第三百五十五条(新指定居宅サービス等基準条例第六十七條において準用する場合を含む。))、第六十七條の三、第六十七條、第六十八條、第六十九條(新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。))、第二百二十一

条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等基準条例」という。）、第四条第三項及び第五十四条の十の二（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百八条、第一百三十六条（新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条において準用する場合を含む。）、第一百五十七条の三、第六十三条、第七十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。）、第二百八条、第二百二十四条、第二百三十七条、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）、第六条の規定による改正後の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。）、第四条第四項、第四十一条の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項、第七条の規定による改正後の岐阜県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設基準条例」という。）、第三条第四項、第四十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項、第八条の規定による改正後の岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設基準条例」という。）、第三条第四項、第三十九条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十三条第三項並びに第九条の規定による改正後の岐阜県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）、第三条第四項、第四十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とし、新軽費老人ホーム基準条例第七条、新養護老人ホーム基準条例第七条、新特別養護老人ホーム基準条例第七条（新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。）及び第三十四条（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第二十九条（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三及び第四十五条において準用する場合を含む。）、第五十三条（新指定居宅サービス等基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第七十一条、第八十条、第八十八条、第九十七条（新指定居宅サービス等基準条例第五十五条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）、第三百十一条、第五百十一条（新指定居宅サービス等基準条例第六十七條の三及び第七十三条において準用する場合を含む。）、第六十四条、第八十六条、第九十八条、第二百十六条、第二百二十八条及び第二百三十八条（新指定居宅サービス等基準条例第二百四十六条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場

合を含む。）、第七十条、第八十条、第八十九条、第一百五十五条、第三十二条（新指定介護予防サービス等基準条例第五十七条の三及び第六十三条において準用する場合を含む。）、第四百九十九条、第七十条、第八十五条、第二百三条、第二百一十一条及び第二百三十一条（新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十九条及び第五十二条、新介護老人保健施設基準条例第二十九条及び第五十一条、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十八条及び第五十一条並びに新介護医療院基準条例第二十九条及び第五十一条の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」と、新指定居宅サービス等基準条例第九十八条中「第八十六条各号」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、第八十六条各号」と、新指定介護予防サービス等基準条例第八十五条中「第七十条各号」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、第七十条各号」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十四条第三項、新養護老人ホーム基準条例第二十三条第三項、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条第三項（新特別養護老人ホーム基準条例第四十七条において準用する場合を含む。）、及び第四十条第四項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等基準条例第五十三条の二第三項（新指定居宅サービス等基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第九十八条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第一百五十五条、第二百二十四条、第三百二十四条、第五百五十五条、第六百六十七条の三、第七百七十三条及び第八十九条において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第四項、第九百九十九条第四項及び第二百七十七条第四項（新指定居宅サービス等基準条例第二百三十一条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条の二第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第三十六条、第五十七條の三、第六十三條及び第七十三條において準用する場合を含む。）、第五十条第四項、第八十六条第四項及び第二百四條第四項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十四條において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条第三項及び第五十三條第四項、新介護老人保健施設基準条例第三十条第三項及び第五十二條第四項、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十九條第三項及び第五十二條第四項並びに新介護医療院基準条例第三十条第三項及び第五十二條第四項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十条の二、新養護老人ホーム基準条例第二十三条の二、新特別養護老人ホーム基準条例第二十四条の二(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。)、新指定居宅サービス等基準条例第三十条の二(新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条、第一百零三条、第一百五十五条、第二百二十四条、第三百三十四條、第三百五十五条(新指定居宅サービス等基準条例第六十七条において準用する場合を含む。)、第六百六十七条の三、第七百三十三条、第八百八十九条(新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。)、第二百二十一条、第二百三十一条、第二百四十四条、第二百四十六条及び第二百五十六條において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の二(新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条、第一百零八条、第三百三十六條(新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条において準用する場合を含む。)、第五百五十七条の三、第六百六十三条、第七百七十三条(新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。)、第二百二十四条、第二百三十七條、第二百四十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十条の二(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第三十条の二(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第二十六条第二項第三号、新養護老人ホーム基準条例第二十四条第二項第三号、新特別養護老人ホーム基準条例第二十六条第二項第三号(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第三十三条第二項第三号(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第三号(新介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第三号(新指定介護老人保健施設基準条例第三十三条第二項第三号(新介護老人保健施設基準条例第三十二条第五十四条において準用する場合を含む。))、新指定介護療養型医療施設基準条例第三十二条第二項第三号(新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))及び新介護医療院基準条例第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準条例第五十四条

において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その職員又は従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日から起算して六月を経過する日までの間、新軽費老人ホーム基準条例第三十三条第一項、新養護老人ホーム基準条例第二十九条第一項、新特別養護老人ホーム基準条例第三十一条第一項(新特別養護老人ホーム基準条例第四十二条、第四十七条及び第五十条において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十一条第一項(新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設基準条例第四十条第一項(新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。)、並びに新介護医療院基準条例第四十条第一項(新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。))の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。(ユニットに係る経過措置)

- 7 新特別養護老人ホーム基準条例第三十五条第四項第一号イ(2)及び第四十九条第四項第一号イ(2)の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、当分の間、新特別養護老人ホーム基準条例第十一条第一項第四号イ及び第四十条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。))の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 8 前項の規定は、新指定居宅サービス等基準条例第五十八条第六項第一号イ(2)、新指定介護予防サービス等基準条例第四十七条第六項第一号イ(2)、新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第一号イ(2)及び新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)(新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。))の規定の適用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

新指定居宅サービス

入居定員

利用定員

<p>新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)(新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準</p>	<p>新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)(新指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準</p>	<p>新指定介護療養型医療施設基準条例第四十四条第二項第一号イ(2)及び第三号、同条第三項第二号及び第三号、附則第二項第二号、附則第三項、附則第九項並びに附則第十項</p>
<p>新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第一号イ(2)</p>	<p>新特別養護老人ホーム基準条例第四十条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)</p>	<p>第五十三条第二項</p>
<p>新指定介護老人福祉施設基準条例第四十六条第二項第一号イ(2)</p>	<p>新特別養護老人ホーム基準条例第四十条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)</p>	<p>新指定介護老人福祉施設基準条例第五十条第二項</p>
<p>新指定介護予防サービス等基準条例第四百四十七条第六項第一号イ(2)</p>	<p>新特別養護老人ホーム基準条例第四十条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)</p>	<p>新指定介護予防サービス等基準条例第二百二十四条第一項第三号</p>
<p>新指定介護予防サービス等基準条例第四百四十七条第六項第一号イ(2)</p>	<p>新特別養護老人ホーム基準条例第四十条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)</p>	<p>新指定介護予防サービス等基準条例第六十五条第二項</p>
<p>ス等基準条例第五十八条第六項第一号イ(2)</p>	<p>新特別養護老人ホーム基準条例第四十条第二項(新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。)</p>	<p>新指定居宅サービス等基準条例第一百三十六条第一項第三号</p>

用する場合を含む。		第二号及び第三号
む。	第四十条第二項（新特別養護老人ホーム基準条例第五十条において準用する場合を含む。）	第五十二条第二項

9 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であつて、第三条の規定による改正前の岐阜県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第三十五条第四項第一号イ(5)及び第四十九条第四項第一号イ(5)、第四条の規定による改正前の岐阜県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第五十八条第六項第一号イ(4)、第五条の規定による改正前の岐阜県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十七条第六項第一号イ(3)ただし書、第六条の規定による改正前の岐阜県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例第四十六条第二項第一号イ(4)並びに第八条の規定による改正前の岐阜県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下この号において「旧指定介護療養型医療施設基準条例」という。）第四十条第二項第一号イ(4)（旧指定介護療養型医療施設基準条例第四十五条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）の規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

10 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定居宅サービス等基準条例第三十一条第三項（新指定居宅サービス等基準条例第四十条の三、第四十五条、第五十五条、第五十八条、第七十三条、第八十二条、第九十条及び第二百五十六条において準用する場合を含む。）、第一百一条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第五十条、第二百二十四条、第二百五十五条（新指定居宅サービス等基準条例第六十七條において準用する場合を含む。）、第二百六十七條の三、第二百七十三条、第二百二十一条及び第二百三十一条において準用する場合を含む。）、第二百三十二条第二項（新指定居宅サービス等基準条例第八十九条（新指定居宅サービス等基準条例第二百一条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第二百四十一条第六項（新指定居宅サービス等基準条例第二百四十六条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等基準条例第五十四条の三第三項（新指定介護予防サービス等基準条例第六十条、第七十二条、第八十二条、第九十一条及び第二百四十九条において準用する場合を含む。）、第一百十六条第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第

百七十三条（新指定介護予防サービス等基準条例第八十八条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第三百三十三条の二第二項（新指定介護予防サービス等基準条例第五十二条、第五十七条の三、第六十三条、第二百八条及び第二百二十四条において準用する場合を含む。）及び第二百三十四条第六項（新指定介護予防サービス等基準条例第二百四十一条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（栄養管理に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の二（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十条の二（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十条の二（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十条の二（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 12 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新指定介護老人福祉施設基準条例第二十二條の三（新指定介護老人福祉施設基準条例第五十五条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準条例第二十条の三（新介護老人保健施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設基準条例第二十条の三（新指定介護療養型医療施設基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準条例第二十条の三（新介護医療院基準条例第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。

提 案 説 明

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、介護保険施設等における虐待防止対策を強化する等のため、この条例を定めようとする。

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第六条第一項第一号中「、保育士又は学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)(若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスに係る業務に従事した者(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」を「又は保育士」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「指定児童発達支援事業所において」を「指定児童発達支援事業所において、」に、「行う場合には、」を「行う場合にあっては」に改め、「同じ。」を「の下に」「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰^{かくたん}吸引その他省令第五条第二項の厚生労働大臣が定める医療的行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。))を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。次条及び第六十七条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第六十七条において同じ。）を行う場合

第六条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「指定児童発達支援事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者」を「機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項第二号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第六十七条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七条第二項中「もののほか」を「従業者のほか、指定児童発達支援事業所において」に、「指定児童発達支援事業所には、」を「場合にあつては」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限り。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第七条第五項中「前各項」を「第一項から第五項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同項の前に次の一項を加える。

6 第三項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第二号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七条第四項中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「掲げる者」の下に「（第二項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあつては、第三号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の一号を加え、同項を同条第四項とする。

三 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限り。） 医療的ケアを行うために必要な数
第七条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第二十八条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十八条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第三十九条に次の一項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十九条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十九条の二 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に對する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図

るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十一条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第四十二条第二項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第四十五条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十六条に次の一項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第五十二条第二項中「学校教育法」の下に「(昭和二十二年法律第二十六号)」を加える。

第五十五条の六第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第六十五条中「第五十五条第二項第三号」を「同項第三号」に改める。

第六十七条第一項第一号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項中「もののほか」を「従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において」、「指定放課後等デイサービス事業所には、」を「場合にあつては」に改め、「機能訓練担当職員を」の下に「、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合にあつては看護職員を、それぞれ」を加え、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

一 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

二 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第四十八条の三第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

三 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第六十七条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」を「第三項」に、「指定放課後等デイサービス事業所に置くべき同項第一号に掲げる従業者」を「機能訓練担当職員等の数を含める場合における第一項第一号の児童指導員又は保育士の合計数」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、

同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

第七十二条の二の二第一項第一号中「保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第二項を削る。

第七十二条の六第二項中「の学部で」を「(短期大学を除く。)若しくは大学院において」に改め、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十二条の十一中「第三十九条」の下に「第三十九条の二」を加え、「第八条中「ただし、」を「第八条ただし書中「ただし」」に、「除き、」を「除き」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二項ただし書」に改める。

第八十条中「第三十九条」の下に「第三十九条の二」を加え、「第八条中」を「第八条ただし書中」に、「第二十三条第二項」を「第二十三条第二項ただし書」に改める。

第八十一条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第七条、」を「第七条(第三項及び第六項を除く。)、」に改め、「同条第二項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、」の下に「同条第三項中」を加え、「同条第二項及び第三項」を「同条第二項及び第四項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援」を「同条第三項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」に改め、同条第二項中「第六条第四項」を「第六条第五項」に、「第六十七条第四項」を「第六十七条第五項」に改める。

附則第三項中「第三項第一号の」を「第四項第一号の」に、「同条第三項第一号」を「同条第四項第一号」に改める。

(岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第一項第三号イ(1)中「四・三」を「四」に改め、同号イ(2)中「である乳児又は幼児(次条第三項第三号及び第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。)の数を四で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数」を「の数を四で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改め、同条第三項中「前項各号」を「第二項各号」

に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項第二号の心理指導担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科若しくは研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。第六条第三項第三号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第五十三条第一項第二号において「乳幼児」という。）」に改める。

第二十二條第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第三十五條中「第四十一条」を「第四十一条第一項」に改める。

第三十六條に次の一項を加える。

4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十六條の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第三十六條の二 指定福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十八條第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。
3 指定福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第三十九條第二項中「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行う

- ことができるものとする。
- 二 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - 三 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。
- 第四十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- 第四十二条第一項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の一項を加える。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - 三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 第四十三条に次の一項を加える。
- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - 一 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
 - 二 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 第五十八条中「第十七条第二項中「次条」を「第十七条第二項ただし書中「次条第一項」に、「第五十五条」を「第五十五条第一項」に、「第四十一条中」を「第四十一条第一項」に改める。
- (岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)
- 第三条 岐阜県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第八条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十五条に次の一項を加える。

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止

のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第二十八条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第二章第三十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十二条の二 療養介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十四条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十八条第二項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

第五十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第五十四条第一項中「第六十四条第一項」を「第六十三条第一項」に改める。

第五十五条及び第六十条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第六十三条中第六項を削り、第七項を第六項とする。

第六十四条第二項中「第五項まで及び第七項」を「第六項まで」に改める。

第六十七条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十九条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一条の三 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、省令第七十二条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第八十二条に次の一項を加える。

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十四条及び第八十七条中「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第八十九条第一項中「及び第六項」を削り、同条第二項中「第七項並びに」を「第六項並び

に」に改める。

(岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第三十条中「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十一条の二 指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十二条に次の一項を加える。

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(身体的拘束等の禁止)

第三十三条の二 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用

者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その時の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三十八条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第三十八条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第四十一条第一項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第二十四条」を「第二十四条第一項」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改める。

第四十六条第一項中「並びに第二十七条」を「、第二十七条から第三十三条まで並びに第三十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第四項まで」に改め、「第二十七条から」の下に「第三十三条まで、第三十四条から」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「第三十三条」を「第三十三条第一項」に、「第四十五条第二項」を「同条第二項」に改める。

第五十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第六十六条中「第七十一条」を「第七十一条第一項」に改める。

第六十七条に次の一項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第六十九条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定療養介護事業者は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七十条第二項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第七十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第七十二条を次のように改める。

第七十二条 削除

第七十四条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「次条において準用する第三十三条の第二項」に改める。

第七十五条中「第三十四条、第三十五条第一項」を「第三十一条の二、第三十三条の二から第三十五条（第二項を除く。）まで」に、「第三十八条」を「第三十八条の二」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

第八十三条の二の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第九十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定生活介護事業者は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第九十一条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「及び第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条及び第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中「第七十二条第二項」とあるのは「第九十一条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第九十一条の五中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第五十五条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に改め、「第七十二条」を削り、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

第五十五条の四中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に改め、「第七十二条」を削る。

第一百六条中「第三十二条」を「第三十一条（第一項及び第二項を除く。）」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

第四百四十条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から

第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第四百十条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第四百十条の四中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に改める。

第四百八条第二項第四号中「第七十二条第二項」を「第三十三条の二第二項」に改める。
第四百九条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に改め、「第七十二条」を削り、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

第四百九条の四中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に改め、「第七十二条」を削る。

第五百十三条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

第五百十四条第二項中「第四項まで及び第六項」を「第五項まで」に改める。

第五百十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第六十条第一項中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号を「から第六号までの規定」に改める。

第七十条に次の一項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第七十一条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七十一条の三 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね一年に一回以上、省令第九十六条の三の厚生労働大臣が定める事項について、同条の厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十二条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第七十二条及び第七十九条」を「及び第七十八条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第七十二条において準用する第七十二条第二項」と、同項第

五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七百七十五条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第七十五条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七百七十九条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第七十九条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七百七十九条の七の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第二項中「対面」の下に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第七百七十九条の十一中「第三十一条から」の下に「第三十三条まで、第三十四条から」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

第七百七十九条の十七中「第三十一条から」の下に「第三十三条まで、第三十四条から」を加え、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に改める。

第七百八十一条第三項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。
第七百八十三条に次の一項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第七百八十四条中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七百八十四条の四第四項及び第五項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第七百八十四条の十中「第三十四条」を「第三十一条の二、第三十三条の二」に、「第七十二条から第七十四条まで」を「第七十三条、第七十四条」に、「第二十条第二項」を「第二十条第二項ただし書」に、「中」第七十二条第二項」とあるのは「第八十四条の十において準用する第七十二条第二項」と、同項第五号及び第六号」を「から第六号までの規定」に改める。

第七百八十四条の十三第三項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第七百八十四条の十八に次の一項を加える。

給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削り、同条第五項中「第五十九条、第七十二条、第七十三条、第八十二条、第八十四条から第八十六条まで、第八十八条、第八十九条」を「第八十二条」に改め、「第七十二条第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十四条第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第八十六条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第八十八条第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」とを削る。

附則第三項及び第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

(岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第五条 岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第七条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十一条第十三項第五号を削る。

第十九条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

第二十八条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第三十七条に次の一項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第三十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第三十七条の二 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第三十九条第二項中「障害者支援施設」を、「当該障害者支援施設」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第四十一条に次の一項を加える。

3 障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第四十五条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第四十五条の二 障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正)

第六条 岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第八十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第五条第十二項第五号を削る。

第二十七条第二項第四号に後段として次のように加える。

この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。

第三十六条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第一項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第二項の支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第四十六条中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改める。

第四十七条に次の一項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

第四十七条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第四十七条の二 指定障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第四十九条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第五十条第二項中「指定障害者支援施設」を「当該指定障害者支援施設」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該指定障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第五十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項の重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

第五十三条に次の一項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に行うとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に行うこと。

第五十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第五十九条の二 指定障害者支援施設は、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 二 当該指定障害者支援施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第四条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、同条に次の一項を加える。

- 3 地域活動支援センターは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第六条第二項第二号中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に改め、同項第三号中「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第十八条を第二十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十一条 地域活動支援センターは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十七条を第十九条とし、第十六条を第十八条とする。

第十五条第二項中「地域活動支援センター」を「当該地域活動支援センター」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十七条とする。

- 一 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底

を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第十四条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第十六条 地域活動支援センターは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならぬ。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十三条の次に次の一条を加える。

（勤務体制の確保等）

第十四条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならぬ。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

（岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第八条 岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなけ

れば」に改める。

第五条第二項中「必要な」の下に「措置に関する」を加え、「行なわなければ」を「行わなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

3 福祉ホームは、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第七条第二項第二号中「第十五条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同項第三号中「第十六条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

第十六条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第十九条 福祉ホームは、虐待の発生又は再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならぬ。

一 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

三 前二号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第二項中「福祉ホーム」を、「当該福祉ホーム」に、「に必要な措置を講ずるよう努めなければ」を、「次に掲げる措置を講じなければ」に改め、同項に次の各号を加え、同条を第十五条とする。

一 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第十二条を第十三条とし、同条の次に次の一条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第十四条 福祉ホームは、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(勤務体制の確保等)

第十二条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講じなければならない。

(岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第九条 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年岐阜県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「児童福祉施設」の下に「(障害児入所施設及び児童発達支援センターを除く。第十三条第二項において同じ。)」を、「その他非常災害に」の下に「際して」を加え、「具体的計画」を「具体的な計画」に改める。

第二十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第三十六条第三項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第五十七条第四項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第六十七条第二項第一号イ中「四・三」を「四」に改め、同号ロ中「乳幼児」を「児童」に改め、「につき一以上、少年おおむね五人」を削り、同条第五項中「除く。」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

第七十三条の次に次の三条を加える。

(非常災害対策)

第七十三条の二 福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を

設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、避難及び消火に関する訓練にあっては毎月一回、救出その他必要な措置に関する訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、前項の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第七十三条の三 福祉型障害児入所施設は、感染症又は非常災害の発生時において利用者に対する障害児入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉型障害児入所施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 福祉型障害児入所施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症等の予防及びまん延の防止のための措置)

第七十三条の四 福祉型障害児入所施設は、当該福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。この場合において、当該委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

二 当該福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該福祉型障害児入所施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に行うこと。

第七十八条第一項中「第七十条」の下に「及び第七十三条の二から第七十三条の四まで」を加える。

第八十条第一項ただし書中「福祉型児童発達支援センターにあっては」を「施設にあっては」に改め、「調理員を」の下に「、医療機関等との連携により看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ当該看護職員が障害児に対して医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他省令第六十三条第一項の厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を行う場合、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の

三第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第二条第二項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第四十八条の三第一項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合又は同法附則第二十条第一項の登録に係る事業所である福祉型児童発達支援センターにおいて医療的ケアのうち特定行為（同法附則第三条第一項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第二十条第一項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合（いずれも第一号及び第三号に掲げる施設に限る。）にあつては看護職員を」を加え、同項第一号中「児童発達支援管理責任者、」の下に「機能訓練担当職員（）」を、「担当する職員」の下に「をいう。以下同じ。」を加え、「福祉型児童発達支援センター」を「場合」に、「以下「機能訓練担当職員」という。」を「次号において同じ。）、看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）」に改め、同項第二号中「前号に規定する職員（言語聴覚士を除く。）」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員」に改め、同条第二項第一号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、同項第三号中「及び機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員及び看護職員」に改め、「以上」の下に「。ただし、当該総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」を加える。

第八十三条第一項中「及び第七十条」を、「第七十条及び第七十三条の二から第七十三条の四まで」に改める。

第八十七条中「第七十条」の下に「第七十三条の二から第七十三条の四まで」を加える。
第八十九条第三項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第九十七条第四項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」の下に「若しくは大学院」を、「学科」の下に「若しくは研究科」を加え、「これ」を「これら」に改める。

附則第十六項中「言語聴覚士及び」を「言語聴覚士、」に、「同じ。」及び「を」を「同じ。）、」に改める。

（岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十条 岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

（岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第十一条 岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成三十年岐阜県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、第一条の規定による改正後の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第四条第四項及び第四十六条第二項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、第二条の規定による改正後の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、第三条の規定による改正後の岐阜県障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、第四条の規定による改正後の岐阜県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第四条第三項及び第三十八条の二（新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第四十六条第一項及び第二項、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第五十五条、第五十五条の四、第一百六条、第一百四十条、第一百四十九条、第一百四十九条の四、第一百六十条第一項、第一百七十二条、第一百七十五条、第一百七十九条、第一百七十九条の十一、第一百七十九条の十七、第一百八十四条、第一百八十四条の十、第一百八十四条の十九並びに第九十三条第一項において準用する場合を含む。）、第五条の規定による改正後の岐阜県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第三条第三項及び第四十五条の二、第六条の規定による改正後の岐阜県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第四条第三項及び第五十九条の二、第七条の規定による改正後の岐阜県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第二条第四項及び第二十一条並びに第八条の規定による改正後の岐阜県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」

ス基準条例第九十一条の五、第二百五条、第二百五条の四、第四百十条、第四百十条の四、第四百十九條、第四百十九條の四、第六十条第一項、第七十二条、第七十五条、第七十九条、第八十四条、第八十四条の十、第八十四条の十九及び第九十三条第一項において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第三十九条第二項、新指定障害者支援施設基準条例第五十条第二項、新地域活動支援センター基準条例第十七条第二項、新福祉ホーム基準条例第十五条第二項並びに新設備運営基準条例第七十三条の四（新設備運営基準条例第七十八条第一項、第八十三条第一項及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（身体的拘束等の禁止に係る経過措置）

5 この条例の施行の日から令和四年三月三十一日までの間、新指定通所支援基準条例第四十五条第三項（新指定通所支援基準条例第五十五条の五、第五十五条の九、第六十五条、第七十二条、第七十二条の二、第七十二条の四、第七十二条の十一及び第八十条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第四十二条第三項（新指定入所施設基準条例第五十八条において準用する場合を含む。）、新障害福祉サービス基準条例第二十八条第三項（新障害福祉サービス基準条例第五十条、第五十五条、第六十条、第六十九条、第八十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第三十三条の二第三項（新指定障害福祉サービス基準条例第四十一条第一項及び第二項、第四十一条の四、第七十五条、第九十一条、第九十一条の五、第五十五条、第五十五条の四、第一百六条、第四百十条、第四百十条の四、第四百十九條、第四百十九條の四、第六十条第一項、第七十二条、第七十二条の五、第七十二条の四、第七十二条の十、第八十四条の十九並びに第九十三条第一項において準用する場合を含む。）、新障害者支援施設基準条例第四十一条第三項及び新指定障害者支援施設基準条例第五十三条第三項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置）

6 この条例の施行の際現に指定を受けている第一条の規定による改正前の岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第六条第一項に規定する指定児童発達支援事業者（次項及び附則第八項において「旧指定児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新指定通所支援基準条例第六条第三項及び第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同条第三項中「又は保育士」とあるのは「、保育士又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者、通

- 常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの（以下「障害福祉サービス経験者」という。）と、同条第六項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 8 旧指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第七条第六項の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- （基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置）
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第五十五条の六第一項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者（次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第五十五条の六第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧指定通所支援基準条例第五十五条の六第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- （指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置）
- 11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第六十七条第一項に規定する指定放課後等デイサービス事業者（次項及び附則第十三項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第六十七条第一項及び第五項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第三項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新指定通所支援基準条例第六十七条第六項の規定の適用については、令和五年三月三十一日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- （基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数に係る経過措置）
- 14 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者（次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）については、新指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第一項の規定にかかわらず、令和五年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準条例第七十二条の二の二第二項の規定は、令和五年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。
- （指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者の員数に係る経過措置）

16 この条例の施行の際現に指定を受けている第二条の規定による改正前の岐阜県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（次項において「旧指定入所施設基準条例」という。）第五条第一項第三号イ(1)に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(1)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

17 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)に掲げる主として盲ろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、新指定入所施設基準条例第五条第一項第三号イ(2)の規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（福祉型障害児入所施設に置くべき職員の員数に係る経過措置）

18 この条例の施行の際現に存する第九条の規定による改正前の岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（次項及び附則第二十項において「旧設備運営基準条例」という。）第六十六条第二項第一号に掲げる主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第二項第一号イの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

19 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロに掲げる主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新設備運営基準条例第六十七条第二項第一号ロの規定にかかわらず、令和四年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（福祉型児童発達支援センターに置くべき職員の員数に係る経過措置）

20 この条例の施行の際現に存する旧設備運営基準条例第八十条第一項第三号に掲げる福祉型児童発達支援センターに対する新設備運営基準条例第八十条第二項第三号の規定の適用については、令和四年三月三十一日までの間、同号中「以上。ただし、当該総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。」とあるのは、「以上」とする。

提 案 説 明

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定障害児通所支援事業所等における虐待防止対策を強化する等のため、この条例を定めようとする。

議第四十二号

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県職業訓練の基準等を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十条第一号中「高度養成課程、長期養成課程又は短期養成課程（実務経験者訓練技法習得コースに係るものに限る。以下この号において同じ。）」を「省令第三十六条の五の表の下欄に掲げる高度養成課程」に改め、「（短期養成課程の指導員養成訓練にあつては、専門課程の高度職業訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者に限る。）」を削り、同条第九号中「短期養成課程の指導員養成訓練を修了した者（実務経験者訓練技法習得コースに係る短期養成課程にあつては、職業訓練指導員試験の実技試験及び学科試験に合格した者と同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると職業能力開発総合大学校の長が認める者又は指定講習受講資格者であつて、職業能力開発総合大学校の長が定める科目を履修したものに限る。）又は」を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第七条第一項第八号イ及び第十条の規定の適用については、この条例による改正前の第十条第一号に該当する者は、この条例による改正後の第十条第一号に該当する者とみなす。

提 案 説 明

職業能力開発促進法施行規則の一部改正に伴い、高度職業訓練における職業訓練指導員の資格について、指導員養成訓練の訓練課程の見直しに即したものとするため、この条例を定めようと

する。

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県企画経済関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二十二の表一の項中

10 熱伝導率
—

件につき	四、五七〇
------	-------

を

10 熱伝導率	イ 常温	ロ 高温
------------	---------	---------

一件につき	四、五七〇
一件につき	七、八二〇

に改め、同表二の項中

15 水分活性

一件につき	一、八〇〇
-------	-------

を

16 香気成分分析	15 水分活性
--------------	------------

21 食器の退色度	20 応用試験	
	イ 業務用食器洗浄機対応	ロ 複雑なもの
イ 複雑なもの	イ 簡単なもの	イ 簡単なもの
一件につき	一件につき	一件につき
八、二八〇	七、五四〇	二、七九〇

応用試験	
ロ 複雑なもの	イ 簡単なもの
一件につき	一件につき
七、五四〇	二、七九〇

を

ロ 定量分析	イ 定性分析	
一件につき	一件につき	一件につき
一六、四三〇円 に一成増すご とに六〇〇円を 加えた額	一五、四〇〇	一、八〇〇

に改め、同表五の項中

22 レーザー顕微鏡観察	ロ 家庭用食器洗浄機対応	一件につき	一、二、五五〇
	イ 三次元観察（一か所一枚の写真撮影を含む。）	一件につき	四、三七〇
	ロ 表面観察（一か所一枚の写真撮影を含む。）	一件につき	三、四四〇

に

改め、同表七の項中

20 エックス線光電子分光 分析	イ 定性分析	一件につき
	ロ 状態分析・深さ分析	一件につき

を

四、四四〇	一、二、〇三〇円 に試験時間が一 時間を超えて一 時間又は一時間 に満たない端数 を増すごとに一 〇、一〇〇円を 加えた額
-------	--

21 マイクロエックス線CT	20 エックス線光電子分光 分析	
	イ 定性分析	一件につき
	ロ 状態分析・深さ分析	一件につき

つき	加えた額 〇、一〇〇円を	つき	一、二、〇三〇円	つき	四、四四〇
一九、五八〇			に試験時間が一 時間を超えて一 時間又は一時間 に満たない端数 を増すごとに一		

に改め、同表八の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号か

ら第十二号までを一号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十二号とし、第十五号から

第二十三号までを二号ずつ繰り上げ、同表九の項中

11 耐ノイズ評価試験

11 耐ノイズ評価試験

12 電源高調波試験

13 樹脂粉末三次元造形

一件につき	五、八九〇
-------	-------

を

	一件につき	一件につき
	一件につき	三、七二〇
	四六、六六〇円 に体積が一〇〇 ミリリットルを 超えて一〇ミリ リットル又は一 〇ミリリットル に満たない端数 を増すごとに 二、六二〇円を 加えた額	五、八九〇

に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

樹脂粉末三次元造形に係る電気試験手数料を新たに徴収する等のため、この条例を定めようとする。

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表かんがい排水事業の部一般型及び緊急整備型の項中「及び緊急整備型」を削り、「百分の二十五」を「百分の二十一」に改め、同項の次に次のように加える。

緊急整備型	百分の二十五 ただし、施設機能障害対策に係るものについては、百分の十五
-------	--

第四条第一項の表かんがい排水事業の部保全合理化型（施設整備事業に限る。）の項中「百分の二十二・五」を「百分の十九（急傾斜地帯又は中山間地域において行うものについては、百分の十五）」に、「過疎地域、振興山村区域、特別豪雪地帯、特定農山村地域又は急傾斜地帯において行うものについては、百分の十七・五」を「農地集積促進施設整備及び高収益作物導入促進施設整備に係るものについては百分の二十二・五（急傾斜地帯又は中山間地域において行うものについては、百分の十七・五）、安全施設整備に係るものについては百分の十八（中山間地域において行うものについては、百分の十三）」に改め、同表ため池等整備事業の部ため池等整備事業（一般型）、ため池等整備事業（再編総合整備型）、湖岸堤防事業及び用排水施設整備事業の項中「利活用保全整備」の下に「に係るもの」を加え、「特別耐震対策、耐震対策」を「耐震対策」に改め、「特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十」を削り、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」を、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」に改め、同部地域ため池総合整備事業の項及び農村地域防災減災事業（整備事業に限る。）の項中「特別耐震対

策、「耐震対策」を「耐震対策」に改め、「特別耐震対策に係るものについては堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の五、その他のため池にあつては百分の十、」を削り、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」を、「堤高十五メートル以上のため池にあつては百分の十」に改め、同表備考第八号イに次のように加え、同号を同表備考第九号とする。

(4) 指定柵田地域

第四条第一項の表備考第七号に次のように加え、同号を同表備考第八号とする。

ホ 指定柵田地域

第四条第一項の表備考第六号の次に次の一号を加える。

七 「指定柵田地域」とは、柵田地域振興法（令和元年法律第四十二号）第七条第五項の規定により公示された区域をいう。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 令和二年度以前に着手したかんがい排水事業に係る分担金の額については、この条例による改正後の第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 説 明

かんがい排水事業に係る分担金の額を変更する等のため、この条例を定めようとする。

議第四十五号

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例について

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県森林整備担い手対策基金条例を廃止する条例

岐阜県森林整備担い手対策基金条例（平成五年岐阜県条例第十号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和三年三月三十一日から施行する。

提 案 説 明

岐阜県森林整備担い手対策基金を廃止するため、この条例を定めようとする。

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

岐阜県県道の構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「第二条第九号」を「第二条第十号」に改める。

第三十三条中「横断歩道橋等」の下に「自動運行補助施設」を加える。

第四十四条の次に次の一条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第四十五条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十条第一項に規定する新設特定道路を除く。）は、岐阜県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために特定道路等が満たすべき基準を定める条例（平成二十四年岐阜県条例第六十五号）第二章に規定する基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十一条第三項の改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

道路構造令の一部改正に伴い、交通事故の防止を図るため必要がある場合に設ける施設に自動運行補助施設を追加する等のため、この条例を定めようとする。

議第四十七号

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土木関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土木関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二十八の三の表一の項1ハ及びニ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二九、〇〇
------------------------------	-------	-------

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一八、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇

に改め、同項2ハ中

床面積が千平方メートル以下のもの

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一四六
------------------------------	-------	-----

積が三百平方メートルを超え二方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇
--------------------------	-------	---------

を

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一
-----------------------------	-------	-----

〇〇〇	〇〇〇
-----	-----

に改め、同項２ニ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一一七、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇

に改め、同項２ホ中「二五六、〇〇

床面積が三百平方	一件につき	四〇七、〇〇〇
----------	-------	---------

〇」を「二四二、〇〇〇」に、

メートルを超え二
千平方メートル以
下のもの

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇三、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三九一、〇〇〇

に、「五八〇、〇〇〇」を「五五八、〇〇

〇」に、「七一、〇〇〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八二二、〇〇

〇」に、「九五六、〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同表二の項一ハ及び二中

床面積
メート
千平方
下のもの

が三百平方メートルを超え二メートル以下の	一件につき	一七、〇〇〇
----------------------	-------	--------

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一〇、
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下の	一件につき	一七、

一件につき	八〇、〇〇〇
-------	--------

を

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	八〇、〇〇〇
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	六〇、〇〇〇

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	九八、〇〇〇
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	七四、〇〇〇

に改め、同項２二中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

〇〇〇	〇〇〇
-----	-----

に改め、同項２ハ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	九八、〇〇〇
------------------------------	-------	--------

を

のもの

に改め、同項2ホ中「一二九、〇〇〇」を「一二二、〇〇〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

件につき	二〇七、〇〇〇
------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五三、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九九、〇〇〇

に、

「二九八、〇〇〇」を「二八七、〇〇〇」に、「三六九、〇〇〇」を「三五七、〇〇〇」に、「四三六、〇〇〇」を「四二三、〇〇〇」に、「五〇〇、〇〇〇」を「四八五、〇〇〇」に改める。

別表第二十八の四の表一の項1イ中「ハ」の下に「及びニ」を加え、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

一件につき	一五四、〇〇〇
-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一一七、〇〇〇
床面積が千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇

に

改め、同項1口中「ハ」の下に「及びニ」を加え、「二五六、〇〇〇」を「二四二、〇〇〇」

	「	メートルを超え二千平方メートル以下のもの	」
--	---	----------------------	---

に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件に	
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件に	

つき	三九一、〇〇〇
つき	二〇三、〇〇〇

に、「五八〇、〇〇〇」を「五五八、〇〇〇」に、「七一、〇〇〇

〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八二二、〇〇〇」に、「九五六、〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同項1口中「用途」を「二に掲げる建築物以外の用途」に、

床面積が三百平方メートルを超え二	一件につき	四〇、〇〇〇
------------------	-------	--------

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	
-----------------------------	-------	--

千平方メートル以 下のもの

を

床面積が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以下 のもの	一件につき

二八、〇〇〇	四〇、〇〇〇
--------	--------

に改め、同項1中

床面積が二万五千 平方メートルを超 えるもの	一件につき

ニ 法第三 十四条第 一項の認 定を受け た建築物 エネルギー ー消費性 能向上計 画に係る 同条第三 項に規定 する他の	床面積が二万五千 平方メートルを超 えるもの	床面積が三百平方 メートル以下のもの	床面積が三百平方 メートルを超え千 平方メートル以下 のもの	床面積が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以下
	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
	二二三、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一八、〇〇〇	二九、〇〇〇

三三、〇〇〇

を

建築物

床面積が二平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	八五、〇〇〇
床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以下のもの	一件につき	一三五、〇〇〇
床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以下のもの	一件につき	一七〇、〇〇〇
床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	一件につき	二二三、〇〇〇

に改

め、同項2イ中「ハ」の下に「及びニ」を加え、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	八〇、〇
------------------------------	-------	------

〇〇

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	六〇、〇〇〇
床面積が千平方メートル以下のもの	一件につき	八〇、〇〇〇

に改め、同項2ロ中「ハ」

メートルを超え二千平方メートル以下のもの

の下に「及び二」を加え、「二二九、〇〇〇」を「二二二、〇〇〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

一件につき	二〇七、〇〇〇
-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一五三、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九九、〇〇〇

に、「二九八、〇〇〇」を「二八七、〇〇〇」に、「三六九、〇〇〇」を「三五七、〇〇〇」に、「四三六、〇〇〇」を「四二三、〇〇〇」に、「五〇〇、〇〇〇」を「四八五、〇〇〇」に

改め、同項２ハ中「用途」を「二に掲げる建築物以外の用途」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

件につき	二二、〇〇〇
------	--------

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一五、〇〇〇
-----------------------------	-------	--------

め、同項2中

床面積が二万五千平方メートルを超えるもの
一件につき
一三八、〇〇〇

を

を

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
一件につき
二二一、〇〇〇

に改

床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	一件につき	一三八、〇〇〇	
法第三十四条 一項の認定を けた建築物エ ルギー消費性 向上計画に係 同条第三項に 定する他の建 物	床面積が三百平方メートル以下のもの	一件につき	六、〇〇〇
床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一〇、〇〇〇	
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一七、〇〇〇	
床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以下のもの	一件につき	五一、〇〇〇	

に改め、同表二の項中「第

床面積が五千平方メートルを超え一 万平方メートル以 下のもの	一件につき	八一、〇〇〇
床面積が一万平方 メートルを超え二 万五千平方メー トル以下のもの	一件につき	一〇二、〇〇〇
床面積が二万五千 平方メートルを超 えるもの	一件につき	一二八、〇〇〇

二十九条第一項」を「第三十四条第一項」に改め、同項1中「第三十条第一項各号」を「第三十

五条第一項各号」に改め、同項1ハ及びニ中

床面積が三百平方 メートルを超え二 千平方メートル以 下のもの	一件につき	二九、〇〇
--	-------	-------

を

床面積が三百平方 メートルを超え千 平方メートル以下 のもの	一件につき	一八、〇〇〇
床面積が千平方メ ートルを超え二千 平方メートル以下 のもの	一件につき	二九、〇〇〇

に改め、同項2ハ中

床面
メー
千平
下の

床面積が三百平方

一件につき

一四六

積が三百平方メートルを超え二方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇
--------------------------	-------	---------

を

メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一

〇〇〇	〇〇〇
-----	-----

に改め、同項２二中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一一七、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇

に改め、同項２ホ中「二五六、〇〇〇

〇」を「二四二、〇〇〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇三、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

に、「五八〇、〇〇〇」を「五五八、〇〇〇

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三九一、〇〇〇
-----------------------------	-------	---------

〇」に、「七一、〇〇〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八一二、〇〇〇」に、「九五六、〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同表三の項中「第三十一条第一項」を「第三十六条第一項」に改め、同項1中「第三十条第一項各号」を「第三十五条第一項各号」

に改め、同項1ハ及びニ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一七、〇〇〇
------------------------------	-------	--------

を

床面積が三百平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
-------------------	------------------------------

方
一件につき
六〇、〇〇〇

め、同項2二中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	八〇、〇〇〇
------------------------------	-------	--------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
------------------------------	-----------------------------

件につき	九八、〇〇〇
------	--------

を

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの
一件につき	一件につき
九八、〇〇〇	七四、〇〇〇

に改

積が千平方メートルを超え二千メートル以下のもの	積が三百平方メートルを超え千メートル以下のもの
一件につき	一件につき
一七、〇〇〇	一〇、〇〇〇

に改め、同項2ハ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの

下 千	メ	下 千
	一件につき	
	八〇、〇〇〇	

に改め、同項2ホ中「二二九、〇〇〇」を「二二二、〇〇〇

〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二〇七、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一

件につき	一九九、〇〇〇	件につき	一五三、〇〇〇
------	---------	------	---------

に、「三九八、〇〇〇」を「二八七、〇〇〇」に、「三六九、〇

〇〇」を「三五七、〇〇〇」に、「四三六、〇〇〇」を「四二三、〇〇〇」に、「五〇〇、〇〇〇」を「四八五、〇〇〇」に改め、同表四の項中「第三十六条第一項」を「第四十一条第一項」

に改め、同項1ハ及びニ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇
------------------------------	-------	--------

を

床面積が三百平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
-------------------	------------------------------

積が三百平方メートルを超え千メートル以下のもの	一件につき	一八、〇〇〇
積が千平方メートルを超え二千メートル以下のもの	一件につき	二九、〇〇〇

に改め、同項2ホ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一
------------------------------	---

件につき	一九一、〇〇〇
------	---------

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	一件につき	一四六、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一九一、〇〇〇

に改

床面積が三百平

一件につき	三〇三、〇〇〇
-------	---------

〇〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇七、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの
-----------------------------	-----------------------------

下 千 メ	下 千 方
一件につき	一件につき
一五四、〇〇〇	一一七、〇〇〇

に改め、同項２ト中「二五六、〇〇〇」を「二四二、〇

め、同項２へ中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一五四、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

を

床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	メートルを超え千平方メートル以下のもの
-----------------------------	---------------------

一件につき	三九一、〇〇〇
-------	---------

に、「五八〇、〇〇〇」を「五五八、〇〇〇」に、「七一、〇

〇〇〇」を「六八七、〇〇〇」に、「八三八、〇〇〇」を「八一二、〇〇〇」に、「九五六、〇

〇〇〇」を「九二六、〇〇〇」に改め、同表五の項1中

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	四
------------------------------	-------	---

〇、〇〇〇

を

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	三〇、〇〇〇
床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	四〇、〇〇〇

に改め、同項2中

「六四、〇〇〇」を「六〇、〇〇〇」に、

床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの	一件につき	一〇三、〇〇〇
------------------------------	-------	---------

床面積が三百平方	一件につき	七七、〇〇〇
----------	-------	--------

メートルを超える千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
	一件につき
	九九、〇〇〇

を

に、「二四九、〇〇〇」を「一

四三、〇〇〇」に、「二八四、〇〇〇」を「二七八、〇〇〇」に、「三二八、〇〇〇」を「二二

一、〇〇〇」に、「二五〇、〇〇〇」を「二四二、〇〇〇」に改め、同項3中

床面積が三百メートルを超え千平方メートル以下のもの

平方メートル以下	一件につき
	一一、〇〇〇

を

床面積が三百平方メートルを超え千平方メートル以下のもの	床面積が千平方メートルを超え二千平方メートル以下のもの
一件につき	一件につき
七、〇〇〇	一一、〇〇〇

に改め、同表備考第十号から第十二号までの規定中「第二十九条第三項」を「第三十四条第

三項」に改め、同表備考第十六号中「第三十条第二項」を「第三十五条第二項」に、「第三十一条第二項」を「第三十六条第二項」に改める。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

複数の建築物の連携により認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画における他の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額を定める等のため、この条例を定めようとする。

議第四十八号

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例について

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県都市公園条例の一部を改正する条例

岐阜県都市公園条例（昭和三十七年岐阜県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項管理の基準の欄第一号中「、次号に規定するもののほか」を削り、同号ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる公園施設は、それぞれ次に定める日を休業日とする。

- イ 有料公園施設及び駐車場（知事が定めるものを除く。） 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この号において「休日」という。）である場合には、その翌日以降の最初の休日でない日）及び十二月二十九日から翌年の一月三日まで
- ロ 駐車場（知事が定めるものに限る。） 十二月二十九日から翌年の一月三日まで

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項管理の基準の欄第二号を次のように改める。

- 2 前号の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うことができる。

別表第二養老公園（以下この項において「公園」という。）の項管理の基準の欄第三号中「、次号に規定するもののほか」を削り、「終日」の下に「（公園内の有料公園施設及び駐車場にあつては、午前九時から午後五時まで）」を加え、同欄第四号を削る。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

提 案 説 明

養老公園内にある養老の滝入口駐車場を県に移管することに伴い、当該駐車場の休業日を定めるため、この条例を定めようとする。

議第四十九号

岐阜県庁舎行政棟建築工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎行政棟建築工事の請負契約（令和元年六月議第八十七号議決）中「二七、三三五、〇〇〇、〇〇〇円」を「二七、五七一、六九〇、三〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十号

岐阜県庁舎行政棟電気設備工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎行政棟電気設備工事の請負契約（令和元年六月議第九十八号議決）中「六、三八八、八〇〇、〇〇〇円」を「六、四〇四、〇七九、〇〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十一号

岐阜県庁舎行政棟空調設備工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎行政棟空調設備工事の請負契約（令和元年六月議第八十八号議決）中「四、六一六、七〇〇、〇〇〇円」を「四、六二八、九一〇、〇〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十二号

岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎行政棟衛生設備工事の請負契約（令和元年十月議第百二十五号議決）中「一、六〇〇、五〇〇、〇〇〇円」を「一、六〇六、二八二、七〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十二号

岐阜県庁舎議会棟建築工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎議会棟建築工事の請負契約（令和二年三月議第五十六号議決）中「五、八四一、〇〇〇、〇〇〇円」を「五、九九二、五八五、五〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十四号

岐阜県庁舎議会棟電気設備工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎議会棟電気設備工事の請負契約（令和二年三月議第五十七号議決）中「一、〇六七、五二一、四〇〇円」を「一、〇七七、九八二、四〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十五号

岐阜県庁舎議会棟機械設備工事の請負契約の変更について

岐阜県庁舎議会棟機械設備工事の請負契約（令和二年三月議第五十八号議決）中「八九四、三〇〇、〇〇〇円」を「九一一、七四二、七〇〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十六号

めいほうトンネル第二期工事の請負契約の変更について

めいほうトンネル第二期工事の請負契約（平成三十年十月議第百十一号議決）中「二、〇八〇、〇八〇、〇〇〇円」を「二、〇三六、四七三、九二〇円」に変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

議第五十七号

内ヶ谷ダム取水放流設備工事の請負契約について

県は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事

古田

肇

- 一 契約の目的 内ヶ谷ダム取水放流設備工事
- 二 契約の方法 一般競争入札
- 三 契約金額 八一四、〇〇〇、〇〇〇円
- 四 契約の相手方 西田・丸徳特定建設工事共同企業体
構成員
熊本県宇土市松山町四五四一番地
西田鉄工株式会社
岐阜市加納安良町五三番地
株式会社丸徳鉄工
- 五 工事の場所 郡上市大和町内ヶ谷地内
- 六 工事の概要 取水設備工事 一式
放流設備工事 一式
閉塞ゲート設備工事 一式

議第五十八号

本巢松陽高等学校新特別棟建築工事の請負契約について

県は、工事の請負契約を次の条項により締結するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 契約の目的 本巢松陽高等学校新特別棟建築工事
- 二 契約の方法 一般競争入札
- 三 契約金額 七六三、四〇〇、〇〇〇円
- 四 契約の相手方 西濃・上村特定建設工事共同企業体
構成員
揖斐郡揖斐川町上ミ野一二八番地
西濃建設株式会社
本巢市三橋一〇一番地
上村建設株式会社
- 五 工事の場所 本巢市仏生寺地内
- 六 工事の概要 新特別棟
鉄筋コンクリート造三階建
延べ面積三、〇〇一・四〇平方メートル
渡り廊下
鉄骨造二階建
延べ面積一四四・四二平方メートル

議第五十九号

包括外部監査契約の締結について

県は、包括外部監査契約を次の条項により締結するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

- 一 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び当該監査の結果に関する報告
- 二 契約金額 一〇、四五〇、〇〇〇円を上限とする額
- 三 費用の算定方法 基本費用、執務費用及び実費を合算した額
- 四 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払（ただし、必要に応じて前金払をする。）
- 五 契約の相手方 住所 岐阜市則武西一丁目一六番一〇―四〇一号
氏名 堀 雅博
資格 弁護士
- 六 契約の期間 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

議第六十号

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の第三期中期計画の変更に関する認可について

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院が第三期中期計画を別記のとおり変更することについて、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二十六条第一項の規定により、認可をするものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

別記

変 更 後					変 更 前				
地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る第3期中期計画					地方独立行政法人岐阜県立多治見病院に係る第3期中期計画				
1から8まで (略)					1から8まで (略)				
9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項					9 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項				
9-1から9-7まで (略)					9-1から9-7まで (略)				
9-8 中期目標の期間を超える債務負担					9-8 中期目標の期間を超える債務負担				
(単位:百万円)					(単位:百万円)				
項目	契約期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費	項目	契約期間	中期目標期間 事業費	次期以降 事業費	総事業費
研修医宿舎整備事業	平成25年度 ～ 令和14年度	101	86	328	研修医宿舎整備事業	平成25年度 ～ 令和14年度	101	86	328
立体駐車場建設・ 保守事業	平成30年度 ～ 令和18年度	320	834	1,156	立体駐車場建設・ 保守事業	平成30年度 ～ 令和18年度	320	834	1,156
<u>立体駐車場管理事業</u>	<u>令和3年度</u> ～ <u>令和18年度</u>	<u>141</u>	<u>409</u>	<u>550</u>					

岐阜県環境基本計画の策定について

岐阜県環境基本計画を次のように策定するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 基本理念

自然と人が共生する持続可能な「清流の国ぎふ」の実現

二 取組方針

1 環境・経済・社会の好循環により魅力と活力を生み出す地域づくり（地域循環共生圏の創造）

2 「清流の国ぎふ」に誇りと愛着を持ち、未来につなぐ人づくり

三 基本施策

<p>「脱炭素社会ぎふ」の実現と気候変動への適応</p>	<p>1 温暖化対策の推進 2 気候変動への適応</p>
<p>資源循環型社会の形成</p>	<p>1 廃棄物の発生抑制及び再資源化の促進 2 不適正処理対策の徹底 3 災害廃棄物・感染症への備え</p>
<p>美しく豊かな環境との共生</p>	<p>1 地域循環共生圏の創出支援 2 自然環境の保全及び活用 3 生物多様性の保全</p>
<p>安全・安心な生活環境の確保</p>	<p>1 水及び土壌の汚染防止 2 大気環境の保全</p>
<p>未来につなぐ人づくりとライフスタイルの変容</p>	<p>1 多様な主体間の連携による人づくり 2 環境にやさしいライフスタイルやビジネスマ</p>

四 主な目標指標

- 1 温室効果ガス排出量 一、四七四万トン（令和七年度）
- 2 一般廃棄物排出量 六〇・八万トン（令和七年度）
- 3 自然公園利用者数 八〇〇万人（令和七年度）
- 4 河川環境基準達成率 一〇〇パーセント（令和七年度）
- 5 環境学習用のポータルサイト閲覧回数 二〇万回（令和七年度）

五 計画期間

令和三年度から令和七年度まで

岐阜県保健医療計画の変更について

岐阜県保健医療計画を次のように変更するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

旧

一 基本理念

(略)

二 基本方針及び基本施策

(略)

三 主な目標数値

- 1 がん検診受診率（平成三十五年度）
(一)から(五)まで (略)
- 2 がんの年齢調整死亡率（七十五歳未満）（人口十万対） 六〇以下（平成三十五年度）
- 3 脳卒中による年齢調整死亡率（人口十万対）（平成三十五年度）
(一)及び(二) (略)
- 4 虚血性心疾患の年齢調整死亡率（人口十万対）（平成三十五年度）
(一)及び(二) (略)
- 5 糖尿病が強く疑われる者の割合 五パーセント以下（平成三十五年度）
- 6 精神病床における早期退院率（平成三十二年度）
(一) 入院後三か月時点 六九パーセント以上
(二) 入院後六か月時点 八四パーセント以上
(三) 入院後一年時点 九一パーセント以上
- 7 心肺機能停止患者の一か月後の予後（生存率） 一六・五パーセント以上（平成三十五年）
年度）
- 8 病院における業務継続計画策定率 五〇パーセント以上（平成三十五年度）
- 9 無医地区等への巡回診療及びへき地診療所への医師派遣を合計年十二回以上実施しているへき地医療拠点病院の割合 一〇〇パーセント（平成三十五年度）
- 10 周産期死亡率（出産千対） 三以下（平成三十五年度）
- 11 乳児死亡率（出生千対） 二以下（平成三十五年度）

12 訪問診療を実施している医療機関数（平成三十二年度）

(一) 岐阜圏域 二四七箇所以上

(二) 西濃圏域 八二箇所以上

(三) 中濃圏域 九〇箇所以上

(四) 東濃圏域 七五箇所以上

(五) 飛騨圏域 五三箇所以上

13 人口十万人当たりの医療施設従事医師数 二三五・九人以上（平成三十五年度）

四 計画期間

平成三十年度から平成三十五年度までの期間

新

一 基本理念

(略)

二 基本方針及び基本施策

(略)

三 主な目標数値

1 がん検診受診率（令和五年度）

(一)から(五)まで (略)

2 がんの年齢調整死亡率（七十五歳未満）（人口十万対） 六〇以下（令和五年度）

3 脳卒中による年齢調整死亡率（人口十万対）（令和五年度）

(一)及び(二) (略)

4 虚血性心疾患の年齢調整死亡率（人口十万対）（令和五年度）

(一)及び(二) (略)

5 糖尿病が強く疑われる者の割合 五パーセント以下（令和五年度）

6 精神病床における早期退院率（令和五年度）

(一) 入院後三か月時点 六九パーセント以上

(二) 入院後六か月時点 八六パーセント以上

(三) 入院後一年時点 九二パーセント以上

7 心肺機能停止患者の一か月後の予後（生存率） 一六・五パーセント以上（令和五年

度）

8 病院における業務継続計画策定率 五〇パーセント以上（令和五年度）

9 無医地区等への巡回診療及びへき地診療所への医師派遣を合計年十二回以上実施してい

るへき地医療拠点病院の割合 一〇〇パーセント（令和五年度）

10 周産期死亡率（出産千対） 三以下（令和五年度）

11 乳児死亡率（出生千対） 二以下（令和五年度）

12 訪問診療を実施している医療機関数（令和五年度）

- (一) 岐阜圏域 二六六箇所以上
 - (二) 西濃圏域 九一箇所以上
 - (三) 中濃圏域 九五箇所以上
 - (四) 東濃圏域 八〇箇所以上
 - (五) 飛騨圏域 五二箇所以上
- 13 人口十万人当たりの医療施設従事医師数 二三五・九人以上（令和五年度）

四 計画期間

平成三十三年度から令和五年度までの期間

ぎふ農業・農村基本計画の策定について

ぎふ農業・農村基本計画を次のように策定するものとする。

令和三年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

一 基本理念

「清流の国ぎふ」の未来を支える農業・農村づくり ～安全・安心で魅力あふれる「食」と「ふるさと」を目指して～

二 基本方針及び重点施策

基本方針	重点施策
ぎふ農業・農村を支える人材育成	<ol style="list-style-type: none"> 1 担い手の経営発展への支援強化 2 産地の実情に応じた多様な担い手の育成・確保 3 本格的な人口減少下でのスマート農業の全県展開 4 農村を支える集落営農組織・活動組織の持続的な活動のための体制強化
安心で身近な「ぎふの食」づくり	<ol style="list-style-type: none"> 1 地産地消県民運動の展開 2 安心と信頼を届ける農畜水産物の生産展開 3 水田農業における安定供給体制の構築と新たな展開 4 家畜伝染病（豚熱、アフリカ豚熱など）に対応できる畜産産地づくり 5 県民の食を支える生産基盤の整備 6 リスクに対応できる生産・供給体制の構築

<p>ぎふ農畜水産物のブランド展開</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸出拡大の強化 2 大都市圏の需要喚起に向けた販売促進の強化 3 飛騨牛をはじめとする売れる畜産物を支える体制強化 4 主要園芸産地の生産体制強化 5 新たな需要開拓による花き振興 6 鮎<small>あゆ</small>を守り育てる体制の構築 7 ブランド展開を支える新品目の創出と生産流通技術の開発
<p>地域資源を活かした農村づくり</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害に強い農村づくり 2 農地の保全と生活環境の向上対策・鳥獣害対策 3 世界農業遺産「清流長良川の鮎」の保全・活用・継承と持続的発展 4 棚田など地域の魅力を活かした農村の活性化

三 主な目標指標

- 1 担い手育成数 二、二〇〇人・経営体（令和三年度から令和七年度までの合計）
- 2 地産地消率 二五パーセント（令和七年度）
- 3 ぎふ清流GAP実践率 三五パーセント（令和七年度）
- 4 飛騨牛の輸出量 一〇〇トン（令和七年度）
- 5 地域防災力の向上に取り組むため池数 二七〇箇所（令和三年度から令和七年度までの合計）

四 計画期間

令和三年度から令和七年度まで